



板橋区 ICT 推進・活用計画2020



板橋区

はじめに



近年、ICT（情報通信技術）は急速かつ大規模に進展し、今や私たちの生活に欠かせないものになっており、区政におきましても重要なインフラの一つとして、政策分野を越えて横断的に区の施策を支えているところです。一方、政府も国家ビジョンとして、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定（平成26年6月改定）しており、その中では平成27年10月に施行された社会保障・税番号制度の活用をはじめ、公共サービスがワンストップで誰でも・どこでも・いつでも受けられる「便利なくらし」社会をめざすことを掲げており、ICTは今後ますます重要不可欠な存在になっていくものと考えられます。

区では、これまで3次にわたって「電子区役所推進計画」を策定し、区政のICT化に全力で取り組んでまいりました。しかしながら、めまぐるしく発展し続けていくICTを基軸にして区民サービスの向上を強力に進めていくためには、これまでのようにICT環境の整備に軸足を置いておくだけでは十分とは言えません。整備したICT環境のより効果的な活用を様々な側面から検討し、新たな区民サービスの創出や行財政の効率化を今まで以上に迅速かつ柔軟に実現していくことが必要であると考えます。

また、区では、概ね10年後を想定した「板橋区基本構想」（平成27年10月策定）に基づき、「板橋区基本計画2025」や、そのアクションプログラムである「いたばしNo.1実現プラン2018」を策定しており、新たなステージを迎えているところであります。

以上を踏まえ、このたびICT化の側面から区政が迎える新たなステージを強力に支えるための計画を策定いたしました。その名称につきましても、これまでの「板橋区電子区役所推進計画」が果たしてきた、ICT環境の整備といった使命を継承しつつも、ICTのさらなる利活用の促進に軸足を移していくことから、「板橋区ICT推進・活用計画2020」へと一新いたしました。

本計画の施策を着実に実行することにより、「東京で一番住みたくなるまち」の実現に向けて、ICTの側面からも区政のさらなる発展に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年2月

板橋区長

坂本 健

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付けと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 板橋区における情報化の現状と課題

- 1 第3次板橋区電子区役所推進計画（前推進計画）の評価と課題・・・・・・・・ 3
- 2 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 板橋区のICTに係る変遷及び現状と課題・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 IT推進課の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 基本目標及び推進施策

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 重点戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 推進施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 各推進施策詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第5章 推進体制

- 1 推進組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 PDCAサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 定性的・定量的な指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

【参考資料】

- 第3次板橋区電子区役所推進計画 個別事業評価一覧・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

板橋区では、IT革命に取り組むための板橋区電子区役所推進計画（平成14～17年度）、ITからICTへの変化¹を踏まえたさらなる進展に向けて取り組むための第2次板橋区電子区役所推進計画（平成18～22年度）を策定するなど、これまで着実に施策を推進してきました。

また、情報システムの最適化を柱とする第3次板橋区電子区役所推進計画（平成23～27年度、以下「前推進計画」）及びその「追録版」（平成25～27年度）では、「新しいきめ細かな区民サービスの実現」「区民との情報共有及び協働の推進」「効率的な区政の推進」「情報セキュリティと個人情報保護」の4つの基本方針のもと、施策をさらに拡充してきました。

その中でも重点施策として掲げた「基幹系システム²の再構築と最適化」については、大型汎用機³からオープンシステム⁴への移行により、新たなサービスにも柔軟に対応しやすいシステム構築を着実に実行し、平成26年度にはすべての基幹系システムの再構築を完了するとともに、平成27年10月施行の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応や、マイナンバーを活用した各種証明書のコンビニ交付システム（平成28年1月稼働）の導入を進めてきました。

現在でも、ICTが区の施策を支える重要なインフラであることに変わりはありませんが、これまでの電子区役所推進計画が重きを置いていた、区政のICT基盤の構築やその最適化といったICT環境の整備にとどまらず、今後は、今まで整備してきた情報資産のさらなる利活用が求められています。

そこで、前推進計画の施策を継承し、引き続き区のICT環境の整備を推進するとともに、区がこれまで蓄積してきた様々な情報資産のストックについて、庁内横断的に組織間で共有・利活用し施策の企画立案や政策決定支援に役立てるなど、区役所全体の知的生産性をさらに向上させることはもとより、区民に

¹ ITからICTへの変化

IT (Information Technology の略) は情報技術、ICT (Information and Communication Technology の略) は情報通信技術の意味で、メールやインターネットなどネットワーク技術の普及・進展による変化

² 基幹系システム

区民の住民記録情報、税情報、医療情報、福祉情報を取り扱う業務用システム

³ 大型汎用機

自治体や企業等の基幹業務システムなどに用いられる大型のコンピュータシステム。大量または機密性の高い処理に利用

⁴ オープンシステム

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステム

よる生活利便性の享受に資することや、区民参加及び区民・事業者等との協働の推進、民間投資の誘発による地域経済の活性化にも資する方向で、利活用を促進していくことが重要になります。併せて、必要とされる情報インフラをすべて自庁調達するのではなく、社会的資源として存在する外部リソース⁵の利用も含め、ICT機器のさらなる利活用について一段と加速させていく必要があります。

これらを勘案し、計画の名称を「板橋区ICT推進・活用計画2020」（以下「本計画」）と一新して、前推進計画の後継となる計画を策定します。

2 計画の位置付けと期間

区では、概ね10年後を想定した「板橋区基本構想」（平成27年10月策定）に基づき、「板橋区基本計画2025」を策定し、その中でICT資産の活用や区政情報のオープンデータ化の推進を掲げています。また、この基本計画を実施していくためのアクションプログラムとして策定した「いたばしNo.1実現プラン2018」においても、ICT活用による行政サービスの向上を進めていくとしています。

本計画はそれらを踏まえた、区におけるICTの推進と活用を実施していくための個別計画として策定します。

なお、本計画の計画期間については、機器の調達においては複数年契約が一般的であり、且つシステム構築に一定の期間を要することや、上位計画である「いたばしNo.1実現プラン2018」と整合を図りつつ、中長期的に計画を着実に実施していくため、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。



図1 ICT推進・活用計画2020の位置付けと期間

⁵ リソース

システムを処理する上で必要なCPU、メモリ、ハードディスクなど

第2章 板橋区における情報化の現状と課題

1 前推進計画の評価と課題

前推進計画では、7つの基本目標のもと、推進施策として69事業を計画化しました。

その後、追録版において、新規事業（11事業）の追加と完了・中止事業（4事業）の除外といった増減があり、最終的に76事業の計画化により電子区役所の構築を進めてきました。

前推進計画における平成26年度までの個別事業の評価については、下記の表1のとおり、全76事業のうち、AAまたはA評価が69事業、B評価が6事業となりました。また、そのほかに、国の計画中止等により事業計画自体が中止となり、評価できないものが1事業ありました。（個別事業詳細は、P.39以降の参考資料参照。）

B評価となった事業の理由については、2種類に大別され、評価を実施した平成27年6月時点で計画どおりの完了が見込めなかった事業（「新公会計システムの導入」、「文書管理システムの導入」）と、成果が必ずしも十分とは言えず、実効性の確保に工夫の余地があるもの（「職員の情報研修の実施と自己啓発に対する助成」、「個人情報保護制度の遵守」、「セキュリティポリシーの向上」、「ナレッジマネジメントの推進」）です。

いずれも今後の重要課題であり、改善していくべき項目ですが、特にセキュリティに関する事業については、本計画において重点戦略として位置付け、職員の意識を高めるとともに、システムの運用に係る安全性・信頼性の強化に取り組んでいきます。

評価	基準	事業数
AA	区民満足度（区の評価）を著しく高めた取り組みがあった	1件
A	計画どおり進捗しており、目標としている成果が上がっている	68件
B	概ね計画どおり進捗しているが、さらに工夫の余地がある	6件
C	実績が計画を下回っており、さらなる努力または計画の見直しが必要	0件
その他	計画中止、国の計画変更など	1件
合計		76件

表1 第3次電子区役所推進計画の評価別事業数

2 国の動向

政府は、行政、産業界、学界及び国民一人ひとりが、皆で共有・協働し、I T・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成25年6月に「世界最先端I T国家創造宣言」を閣議決定（平成26年6月改定）しました。その中では、公共データの民間開放（オープンデータ⁶）の推進やクラウド⁷化、及び平成27年10月から施行された社会保障・税番号制度の活用等を通じて利便性の高い電子行政サービスや国・地方を通じた行政情報システムの改革を実現し、ひいては公共サービスがワンストップで誰でも・どこでも・いつでも受けられる「便利なくらし」社会をめざすことが掲げられています。

また、総務省は「世界最先端I T国家創造宣言」を踏まえ、地方公共団体の電子自治体に係る取り組みを一層促進することを目的に、平成26年3月に「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」を公表しました。

それまでの指針では、I C Tの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていましたが、この指針では行政情報システムの改革に関して、地方公共団体に期待される具体的な取り組みに重点が置かれています。その中では、大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等を徹底すること、国のオープンデータ戦略等と連携しながら二次利用可能なデータを積極的に公開し、民間の新たな産業の創出や行政の効率化・サービス向上に寄与すること、I C T利活用によるさらなる住民満足度向上に向け、実情に応じた多様な取り組みを行うことなどが掲げられています。

このように、社会保障・税番号制度導入やクラウド化、オープンデータ化を軸に、国家全体でI C Tの利活用を通じた住民サービスの向上を強力に推進しています。

3 板橋区のI C Tに係る変遷及び現状と課題

区では、平成28年度から始まる新たな板橋区基本構想、板橋区基本計画2025、いたばしNo.1 実現プラン2018を策定し、区政の新たなステージを迎えている状況にあります。

I C Tに関しては、これまで大量一括処理による事務改善を実現した第1の時代、住民情報のオンライン処理のように、ネットワーク化によるサービス拡大と効率化を実現した第2の時代、情報システムを再構築・再編成し、区民サ

⁶ オープンデータ

機械判読に適したデータ形式により、二次利用可能な利用ルールのもとで公共データを民間開放する取り組みのこと

⁷ クラウド

情報システムの機能をデータセンター等に設置されている機器からネットワークを介して利用する仕組み

ービス向上のため、柔軟性、経費の削減、セキュリティの確保が可能なシステムに最適化する第3の時代を着実に切り開いてきました。

ICTは、これまで重要インフラの一つとして、政策分野を越えて横断的に区の施策を支えてきましたが、それは現在においても変わりません。しかし、国の動向に見られるように新たな制度や技術を軸とした住民サービス向上や、区政の新たなステージにおけるさらなる飛躍を、ICTの側面から強力に支えていくためには、これまでの電子区役所推進計画が重きを置いていた区政のICT化やその最適化といったICT環境の整備だけでは十分とは言えません。単にICT環境を整備するだけでなく、整備したICT環境のより効果的な活用を様々な側面から検討し、新たな区民サービスの創出や行財政の効率化を今まで以上に迅速かつ柔軟に実現することが求められています。

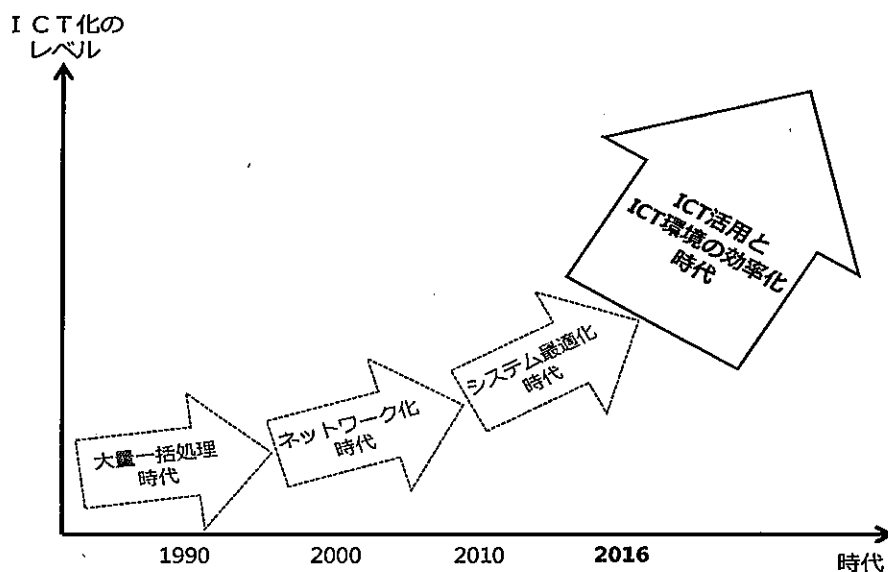


図2 板橋区のICT化に係る変遷

4 IT推進課の役割

前推進計画において基幹系システムを再構築したことで、IT推進課に求められる役割が変化しています。それまで大型汎用機を利用し、職員自身がプログラミングやネットワーク等の専門技術を習得した上で、システム開発や運用保守を実施していた状況から、オープンシステムでパッケージ利用にシフトし、開発や運用保守等の作業を外部委託で実現する状況になりました。これにより、職員は単にシステム開発や運用保守を直接担う役割から、受託業者の適切な管理をはじめ、ICTの環境整備にとどまらない効果的な活用、全庁的な情報リテラシー向上等を推進する役割を担うようになりました。そのため、今までとは異なる専門知識（プロジェクトマネジメント、業者との各種調整、セキュリティ等のICTに係る広範囲な最新技術動向等）が必要となっています。それに対応する組織体制についても、早急に整備する必要があります。

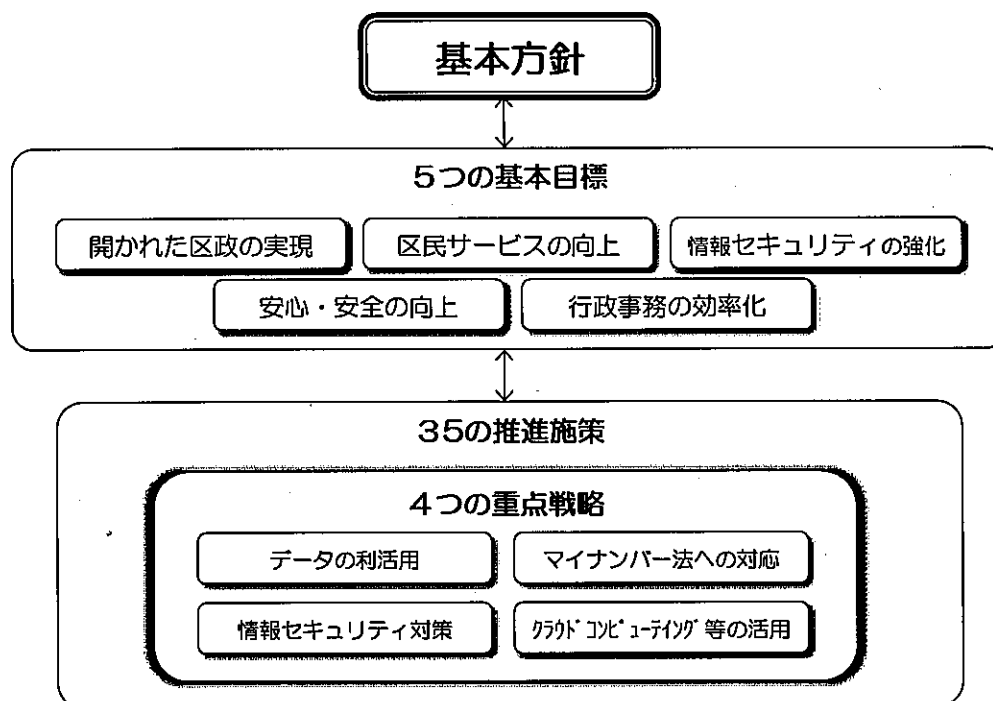
第3章 基本方針

本計画は、これまでの板橋区電子区役所推進計画の考え方を継承しつつ、新たにICTのさらなる利活用促進の考え方を前面に打ち出した以下の基本方針のもとで区政のさらなる発展に寄与します。

ICT環境の整備にとどまらず、ICTのさらなる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、地域の活性化、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします。

ICTは、区の板橋区基本構想、板橋区基本計画2025、「いたばしNo.1 実現プラン2018」に基づく様々な政策を総合的・横断的に支える重要なインフラであり、その効果は区民生活や地域の活性化、全庁的な事務や知的生産性など、様々な領域に対し多大な影響を及ぼします。そのため、ICT環境を単に整備するにとどまらず、ICTの利活用をさらに推し進めることにより、その効果を最大限に発揮させることが重要です。これにより、区政の発展を強固に支えるインフラとしてだけでなく、発展を加速させるダイナモとして、効率的な行財政を強力に推進します。

本計画では、この基本方針に基づき、5つの基本目標を設定します。様々な推進施策を上記の基本目標のもとで進捗管理することで、体系的かつ着実に本計画を実行します。



第4章 基本目標及び推進施策

1 基本目標

第3章において設定した基本方針に基づき、以下の基本目標を設定します。

基本目標① 開かれた区政の実現

情報公開等により、透明性の高い開かれた区政を実現するとともに、区民や事業者が公開情報を有効活用し、地域の活性化を促す環境を実現します。

地方分権が進む現代において、区は自主的で自律的な行財政運営を進めていく必要があります。そのためには、区民が情報を入手しやすく、参画・協働を容易に行える開かれた区政の実現が不可欠です。こうした開かれた区政を実現するための一助として、ICTの持つ特性を活用していきます。

区議会・各審議会などの議事録、監査結果、行政評価結果はもとより、計画段階での情報公開に加え、政策決定にかかる情報を積極的にホームページに掲載し、透明性の高い区政運営を進めてきました。

今後は、新公会計システムの導入などにより、さらなる情報の公開を進め、透明性と説明責任の向上に努めるとともに、「誰もが自由に利用、再利用、再配布可能」という特性を持つオープンデータの公開を促進し、住民自治や官民連携による区民サービスの充実へとつなげます。

基本目標② 区民サービスの向上

区民が、もてなしの心と利便性を実感できる、きめ細かなサービスを実現します。

区民生活が多様化していく中、区は窓口における従来型のサービスにとどまらず、利便性の高い様々な形式のサービスを提供し、区民が満足できる環境を整えていく必要があります。

平成27年10月より施行された社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、平成28年1月より対象業務で運用が始まり、平成29年7月には他自治体との情報連携も開始される予定です。この制度には、窓口申請における必要資料の簡素化といった区民にとっての利便性の向上や、公平・公正な社会の実現が期待されます。また、社会保障、税等に係る複数の機関の業務間でより正確な情報が得られるため、真に手を差し伸べるべき対象者を捕捉することができ、大災害等の非常時における支援に対しても有効活用できることが見込まれます。そして、平成28年1月から交付が始まった個人番号カードを活用した

新たなサービスも検討されています。区では、国の方針にも迅速に対応していくとともに、住民票等のコンビニ交付サービスなどを行っていきます。さらに、平成29年1月に国が設置するマイナポータル(情報提供等記録開示システム)を活用し、区から対象者に直接働きかけるプッシュ型の情報提供サービスを行っていく予定です。

また、ICT技術を活用したサービスをより充実させ、情報格差に配慮しつつ、透明性と利便性を向上していく取り組みを続けていきます。児童館による地域子育て支援拠点としての情報発信機能の充実、住居表示台帳の電子化、商用公衆無線LAN⁸(Wi-Fiスポット)の設置等により、区民の利便性向上につなげていきます。加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、訪日外国人を含めた来街者のニーズに対応するインフラ整備が大切であり、ホームページ、ソーシャルメディアなどの利用やアプリケーション等のソフトウェアの企画・検討を進め、区の魅力を感じられる情報の積極的な発信を進めていきます。

基本目標③ 情報セキュリティの強化

区民が安心して暮らせるよう、情報セキュリティの仕組みを強化します。

ICTが持つ特性を活かした満足度の高い区民サービスを提供するにあたって、区が保有する個人情報等の保護を確実に実施し、各種セキュリティ対策を強化することによって、安心して情報を活用できる環境を整える必要があります。

区では、「東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会」を開催して、個人情報の適正な利用を図るとともに、個人情報の管理状況を把握するために、「東京都板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会」による各所属への立入り調査を実施しています。

一方、個人情報以外の情報セキュリティの強化にも取り組んでいく必要があります。区では、「情報セキュリティポリシー」において定めた方針・基準に基づき、区が保有する情報に対する適切な管理に組織的に取り組んでいます。今後も、内部監査による実施状況の確認等を通して、「情報セキュリティポリシー」の再確認・見直しを行い、情報セキュリティの一層の向上を図っていきます。

また、巧妙化するサイバーテロ攻撃など、情報セキュリティに関する新たな課題に対しても、国や総務省からの情報等を注視しリスクに備えるとともに、

⁸ 商用公衆無線LAN

民間事業者が提供する無線LANを用いて、インターネットへ接続するためのサービスのこと

適切な対応を行っていきます。これらの取り組みを通して、区民が安心して暮らせるよう情報セキュリティの仕組みを強化します。

基本目標④ 安心・安全の向上

災害等の非常時においても区民が安心できる安全な環境を実現します。

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験は、災害に対する備えの重要性を改めて認識させることとなりました。また、近年多発している大型台風や局地的集中豪雨等による浸水・土砂崩れなどにより、防災意識が高まっています。

区では、平成26年度に再構築した防災センター設備や防災対策支援システムについて、機器・システムの耐用年数を見据えながら更新を実施し、非常時に有効活用できるように努めます。

また、非常時でも業務が継続できるように、業務で必要となる庁内の各種システムや機器の運用について、「ICTに関する業務継続計画」に準じて訓練等を行い、体制を整備します。その際明らかになった課題については適宜検討し、同計画の改訂を行うことで、非常時においてもマニュアルに基づいた適切な行動をとることができるようにします。

さらに、システム構築において、クラウドコンピューティングを推進していきます。従来は、サーバなどのハードウェアや、様々なソフトウェアを区で所有していましたが、今後は、データセンターに設置されたサーバやソフトウェアをサービスとして利用し、ネットワークを介して遠隔地から利用するなどの手段により、クラウド化を推進していきます。このように、システムの管理を所有から利用へシフトすることで、災害等の緊急時においても業務の継続性を高めます。

基本目標⑤ 行政事務の効率化

庁内横断的にICT環境の効率化や有効活用を行い、事務の効率化と区役所全体の知的生産性の向上を実現します。

ICT環境を有効活用し区民サービスの向上に努めるだけでなく、行政事務の効率化も実現していきます。

文書管理システム、環境マネジメントシステム等を活用した資料共有、データの一元化や、入札用発送図書の子データ化を図り、ペーパーレス化と事務の効率化を図ります。これにより、会議資料や工事図面など入札用資料での紙の使用量を削減するとともに、文書の保存スペースを削減し、区民の資産である区施設を有効活用することをめざします。

さらに、庁内で保有する情報及び各システムについて、新たな利用や複合的な利用を可能とするため、データカタログ⁹とシステム台帳¹⁰を作成し、様々なデータを統合型地理情報システム（GIS）¹¹等と組み合わせ、政策決定支援の分析ツールとして情報を活用する準備を進めていきます。加えて、他自治体・民間・大学等の他機関と連携強化を図り、区民サービスにつながる情報の利活用について検討していきます。

ICT環境の進展により、区民サービスの向上や事務作業の効率化が図れる一方で、全庁的に俯瞰することが必要なIT推進課には、高度な専門知識が必要となります。そのため、IT推進課をはじめとして、専門職の登用やコンサルタントへの委託等で専門的かつ先進的な知識を取り入れることも検討します。また、情報やシステムを扱う職員自身の教育が必要なため、IT推進課の担う役割を明確にし、組織の効率化をめざすとともに、課内を対象とした人材育成計画を基にICTに関する知識の習得を行います。さらに、区職員すべてが安全にICTの利活用を行えるよう全庁的に情報リテラシーの向上に努め、職員全体の知識及び活用能力のレベルアップを図ります。

2 重点戦略

社会背景や現況を踏まえ、区として重点的・施策横断的に推進すべき取り組みとして、4つの重点戦略を設定します。

戦略名	関連基本目標	主な個別施策
I データの利活用	① 開かれた区政の実現 ② 区民サービスの向上 ④ 安心・安全の向上 ⑤ 行政事務の効率化	・オープンデータの公開促進 ・地図情報の活用 ・庁内で所有する情報のデータカタログ作成 ・システム台帳の整備 ・情報資産の活用
II マイナンバー法への対応	② 区民サービスの向上 ③ 情報セキュリティの強化	・社会保障・税番号制度への対応 ・マイナンバーの活用 ・マイナポータルの活用 ・個人番号カードによる諸証明の交付率向上
III 情報セキュリティ対策	③ 情報セキュリティの強化 ④ 安心・安全の向上	・個人情報保護制度の推進 ・セキュリティポリシーの遵守 ・全庁LANのセキュリティ強化
IV クラウドコンピューティング等の活用	③ 情報セキュリティの強化 ④ 安心・安全の向上 ⑤ 行政事務の効率化	・クラウドコンピューティングの推進

⁹ データカタログ

データの所在、種類、名称等、データに関する情報をまとめたもの。データの目録・索引

¹⁰ システム台帳

庁内における各システムの更新計画やシステム構成をまとめたもの

¹¹ 統合型地理情報システム（GIS）

電子化された地図（地理）データに統計や台帳、画像データなどの様々な情報を付加することにより、情報の統合化や共通利用を可能にするシステムのこと

重点戦略Ⅰ データの利活用**(1) 公共データを取り巻く環境の変化**

近年のパソコン、スマートフォン等の情報端末の急速な普及、ネットワーク技術の高度化など、ICT技術の劇的な進展により、社会や市場には膨大で多種多様なデータが流通するようになりました。これらの膨大なデータを利活用することによって、新たな価値を生み出せるのではないかという期待が高まっています。

国や地方自治体などでは、利活用が可能と思われる膨大な公共データを保有しています。この公共データを利活用することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化などが期待されているため、国や地方自治体などが保有する公共データの利活用のための環境整備について、関心が注がれています。

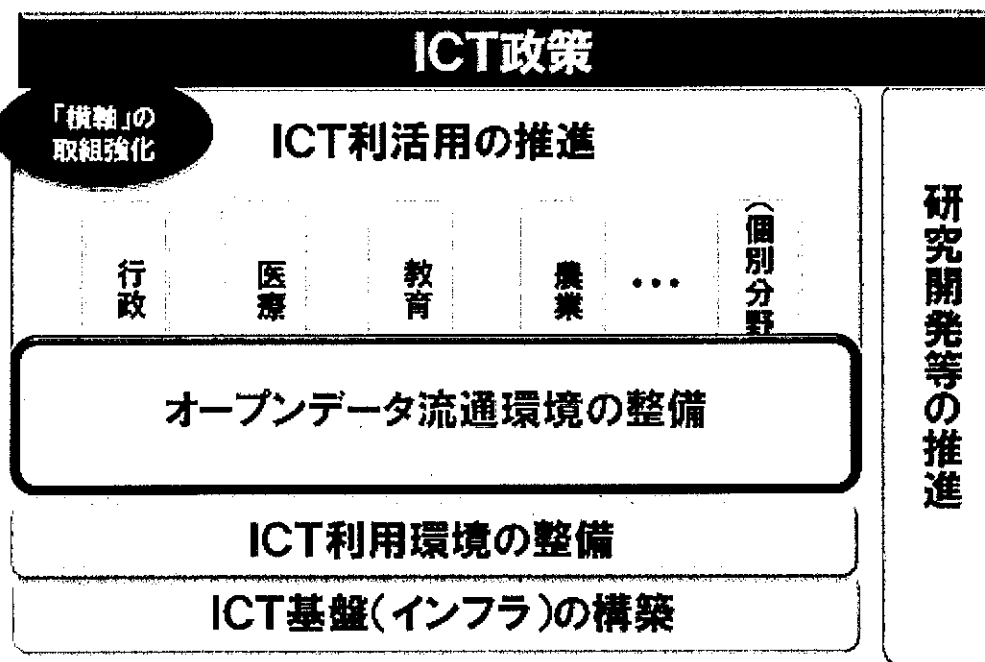
従来、地方自治体の保有する公共データは地方自治体内のみで利用されてきましたが、上記を背景に、公共データを社会で効果的に利活用すべきではないかといった考え方が一般的になってきました。

データの利活用のために公共データを「機械判読に適したデータ形式」により、「二次利用が可能な利用ルール」のもとで公開されたデータを「オープンデータ」と言います。アメリカやイギリスなどオープンデータの先進国では、既に国レベルでオープンデータ一覧表等を公開するオープンデータ・ポータルサイトが開設されており、OECD（経済協力開発機構）、国際連合、EU等でも今後、このようなオープンデータ・ポータルサイトを開設する予定です。また、平成25年度に開催されたG8サミットにおいて首脳宣言にオープンデータの推進が明記されるなど、世界的にオープンデータ化の動きは活発になっています。

(2) 国の動き

我が国でも、従来からオープンデータの取り組みを推進していますが、「重要なデータが公開されていない」「データの形式が統一されておらず使いづらい」といった課題も多く、企業活動や国民生活の向上に十分に寄与しているとは言いがたい状況が続いていました。また、東日本大震災では情報の横断的な連携の重要性が顕在化したこともあり、データ利活用の機運が高まりました。

そこで、総務省ではオープンデータ推進のために、平成24年7月の「オープンデータ戦略」の策定を経て、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、オープンデータ活用推進についてのロードマップを作成しました。また、平成26年10月には政府の各府省庁が保有する公共データを二次利用できる「データカタログサイト」を本格稼働させ、オープンデータの動きが活発化しています。



総務省HPより抜粋

(3) 期待されている効果

オープンデータ化の推進により、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化等の効果が期待されています。

(ア) 行政の透明性・信頼性の向上

行政が保有する情報をオープンデータとして公開することにより行政の透明性が向上します。また、行政の透明性が向上することによって、国民の行政に対する信頼性が向上します。

(イ) 住民参加、官民協働推進による地域課題の解決

ホームページにオープンデータを公開することにより、住民や民間団体等との情報共有が推進されます。また、多様化する行政の課題に対して情報を共有し、協働することにより迅速かつ効率的な解決が期待されます。

(ウ) 経済の活性化

民間団体や企業が、行政が保有するデータを編集・加工・分析・活用することにより、新たなサービスが創出され、地域の内外で経済の活性化が期待されます。

(エ) 行政の効率化

行政内部でも組織横断的な情報活用が期待され、業務の効率化や既存サービスのレベルアップ、新たなサービスの創出が期待されます。

(4) 区におけるオープンデータ化に向けた取り組み

板橋区においても、公開可能な公共データを公開し、行政の透明性向上を図るとともに、その利活用基盤を整え、新たなサービスやビジネス創出の促進を図っていきます。そのために、平成26年度に「板橋区オープンデータの公開に関する基本的な考え方（指針）」を策定し、それに基づき「板橋区オープンデータ作成の手引き」を作成し、オープンデータ化の推進を図っています。

区ホームページにオープンデータのページを作成し、区施設の位置情報や人口、選挙の投票所の情報等を「オープンデータ」として公開して公共データの二次利用推進を図っています。今後も引き続き、データを社会で効果的に二次利用できるオープンデータ流通環境の推進を図っていきます。

(5) 情報資産利活用の推進

オープンデータの利活用基盤が構築されると、ビッグデータとの連携も期待されます。

「ビッグデータ」とは、大量のデータを収集・分析することにより、事業の企画立案等に役立つ知見を新たに導き出すためのデータのことを言います。

ビッグデータとオープンデータを連携させることにより、官民の情報共有による多様な公共サービスが効率的に提供されること、さらに新ビジネスの創出が期待されています。また、国が地方版総合戦略の策定にあたり地方自治体に提供した地域経済分析システム（RESAS）のように、地方自治体における政策決定等に公共データを用いた分析等が容易になるなどの効果も期待されています。さらに、平成27年9月に成立したいわゆる改正個人情報保護法において、流通条件の整備が進んだ匿名加工情報¹²に関する規律により、ビッグデータをより安全に利活用していくための環境整備が進められています。

区には様々な情報が保有されており、それらを新たな視点で捉えることで今まで見えなかった課題や施策の方針などを導き出せる可能性があります。そのためには、区の情報資産を洗い出すとともに、安全に効率的に取り扱うスキルなどの向上が必要となります。また、そのスキルを区職員に浸透させて、どの職場でも自ら必要な情報を自在に取り扱えるようにしていくことが重要です。これらを計画的に進めていくために、方針を定め実施していきます。

区では、オープンデータやビッグデータを含め情報資産の利活用を一層推進し、スマートフォンや他のIoTデバイス¹³など、新しい情報機器の活用等についても視野を広げ、その可能性などについても検討しながら、政策立案の精度や質の向上及び区民生活の利便性の向上に努めます。

¹² 匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもの

¹³ IoT デバイス

IoT（Internet of Things の略）は、「モノのインターネット」と称され、パソコンなどの情報通信機器だけでなく、自動車、家電、施設などあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。IoT デバイスはインターネットにつながるモノのこと

重点戦略Ⅱ マイナンバー法への対応

(1) 概要

平成27年10月5日に、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」が施行されました。

マイナンバー制度とは、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に固有の個人番号（マイナンバー）を割り当てる制度です。

マイナンバーは、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する基盤とするために、住民票を有するすべての国民に1人1個の12桁の数字が付番されます。「漏洩等により不正に使われるおそれがある場合」を除いて、生涯変更されることはありません。

制度の導入により期待される効果については、以下のようなものが挙げられています。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

また、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止します。

国民の利便性の向上

添付書類の省略など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、インターネットを介して行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から自分宛ての様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

行政の効率化

行政機関や地方自治体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が解消されるようになります。

(2) 現状と今後のスケジュール

平成27年10月から住民票を有するすべての個人（中長期在留者や特別永住者などの外国人を含む）に通知カードの送付が始まり、平成28年1月からは、マイナンバーの社会保障・税・災害対策の分野での利用開始、また、

希望者に対して「個人番号カード（顔写真付きICカード）」の交付が開始されました。区ではこれに合わせて、個人番号カードを利用し、全国のコンビニエンスストアで、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税（課税（非課税）・納税）証明書の取得ができるコンビニ交付を開始しました。

今後のスケジュールとしては、平成29年1月に「情報提供等記録開示システム（マイナポータル）」が、平成29年7月には、「国や自治体間での情報連携」が開始されます。「マイナポータル」とは、国民一人ひとりに提供される専用のポータルサイトです。これにより、行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となります。

具体的には、国や地方自治体などの行政機関間での情報連携開始に合わせて、行政機関が自分の情報をいつ、どこに伝達したのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分宛ての必要なお知らせ情報等を、自宅のパソコンなどから確認することができます。将来的には、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。

「国や自治体間での情報連携」では、国や各地方自治体が管理している個人情報、国が管理するシステム「情報提供ネットワークシステム」を用いて、国や地方自治体間での情報連携が行われます。これにより、正確かつスピーディに必要な情報を把握することができるようになり、よりきめ細やかな社会保障の給付の実現や行政手続で求められる添付書類の省略といった効果が期待されています。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携ができる事務と、そこで提供される特定個人情報¹⁴については、マイナンバー法に規定されたものに限られます。

区では、平成26年4月より専門の組織を立ち上げ、これらの国のスケジュールに合わせてマイナンバー制度対応を着実に進めてきました。今後のさらなる区民サービスの利便性向上に向けた区独自の施策として、①「地方公共団体自らが条例化して行う独自利用事務の拡大」、②「個人番号カードの独自利用（多目的利用）」、また、平成29年1月に国が設置する③「マイナポータルを利用したプッシュ型の行政サービスの利用」等が挙げられます。セキュリティに関しては、今後も新たに示されることが予想される国の方針に基づく対応や技術的・物理的に採りうる対策を講じることはもとより、研修等により個人情報を取り扱う区職員一人ひとりの意識を一層高めるなど万全を期していきます。

平成27年10月の制度運用開始後も、国の動向を踏まえつつ、他の行政機関や地方自治体等との情報連携や区内部の情報連携を強化し、区民生活の利便性向上に向けて、安全性の確保に十分留意しながら順次進めていきます。

¹⁴ 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報とするもの

重点戦略Ⅲ 情報セキュリティ対策

ICTの推進・活用は、区民全体の豊かな生活を実現するための手段です。また、地方自治体は、ICT基盤のもとで、区民の個人情報等の重要情報を多数保有するとともに、他に代替することができない行政サービスを提供しています。しかしながら、その運用にあたっては、情報システムへの不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入、職員や外部委託業者等による誤操作や不正操作等により、区が保有する個人情報等の重要情報の流出といった事故の発生や、災害による行政サービス停止の危険性も潜んでいます。万が一このような事故や災害が発生した場合は、区民の財産や区政への信頼を大きく損なうこととなります。

情報システムの運用にあたっては、個人情報等の重要情報の保護を第一に考え、また、正確・安全で確実な利用が担保された区民サービスを確保するために、区の情報資産（情報及び情報システム）を様々な脅威から防御することが不可欠です。

区では、こうした考え方に基づいて、情報セキュリティ対策を実現するために、「板橋区情報セキュリティポリシー」において「基本方針」及び「対策基準」を定めています。情報システムの利用・運用及び開発に関わるすべての職員は、これを遵守し、情報セキュリティの確保に最大限取り組んでいます。

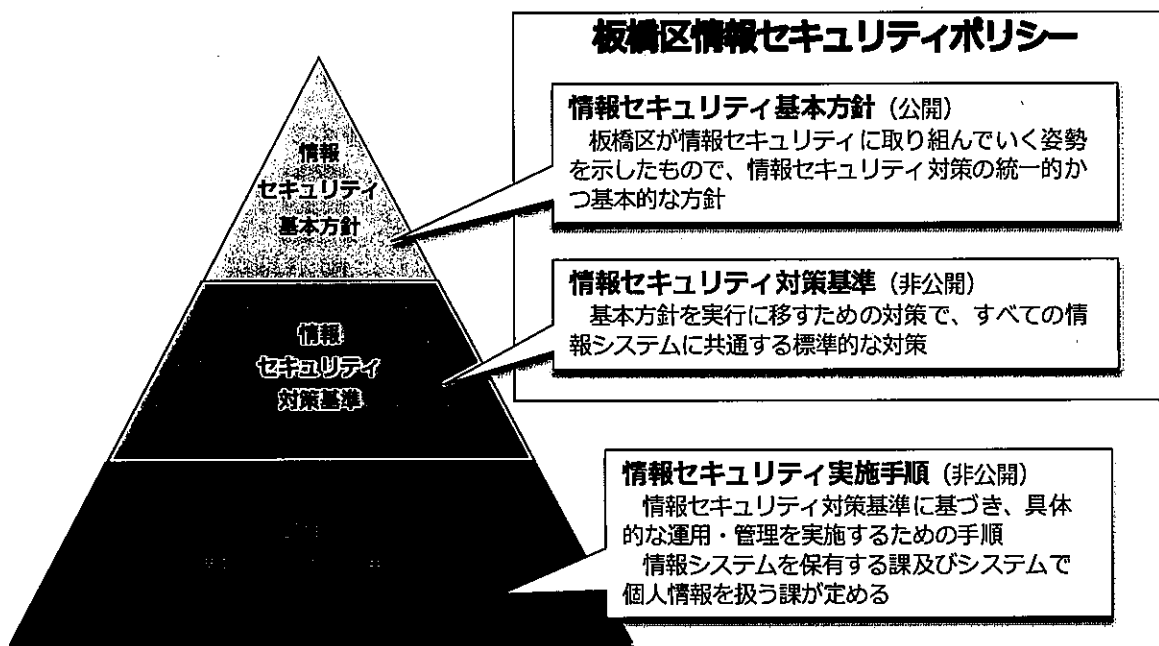


図3 情報セキュリティポリシー

情報システムのセキュリティ対策については、物理的対策、技術的対策、人的対策の視点により、複数の対策を多重に行うことが重要とされています。

物理的・技術的対策としては、常に情報セキュリティについての最新の課題や情報を収集し、巧妙・高度化するデータの改ざん、ウイルスの侵入等を試みるサイバー攻撃に対し、情報セキュリティマネジメントを整備し、情報セキュリティリスクの低減に努めるなど適切な対策を進めています。

人的対策としては、職員並びに外部要員に対し、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報セキュリティ意識の啓発に有効と考えられる情報セキュリティ教育を定期的実施しています。

さらに、情報セキュリティ内部監査による情報セキュリティ対策実施状況の確認等により、情報セキュリティ対策の不足部分を改善し、対策の陳腐化・形骸化を防止しています。マイナンバー法に関しては、特定個人情報の取り扱いについて、国からガイドラインが示されたことを受け、セキュリティポリシー等の見直しを行い、必要な対策を盛り込みました。

また、災害や事故で被害を受けた際、重要業務を中断させず、中断しても可能な限り早急に復旧させるための「IT推進課における業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、なおかつ定期的に見直すことで、不測の事態に備えています。

一方、国では、世界的規模で生じているサイバーセキュリティ¹⁵に対する脅威の深刻化に伴い、サイバーセキュリティの確保を目的とした「サイバーセキュリティ基本法」を平成26年11月に公布しています。区においては、法で示された地方自治体の責務や協力事項について実施してまいります。

個人情報の保護に関しては、板橋区個人情報保護条例による個人情報保護制度の適切かつ円滑な運営を図るため、「板橋区情報公開及び個人情報保護審議会」を置き、各課の業務における個人情報の取り扱いや電子計算組織の管理運営に関する重要事項について審議しています。

また、「個人情報保護に関する外部評価委員会」による実地調査により、個人情報の管理状況を確認するとともに、同委員会から提示された改善・提案事項に対する改善措置を講じ、併せて全庁的に敷衍しうる措置についての周知徹底を行っています。

今後も、これらの情報セキュリティ対策の確実な実施と見直しを常に行い、さらなる情報セキュリティの強化を図ります。

¹⁵ サイバーセキュリティ

電磁的方式によって記録・発信・伝送・受信される情報の漏洩・滅失・毀損の防止など安全管理のために必要な措置、及び情報システムや情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること

重点戦略Ⅳ クラウドコンピューティング等の活用

(1) 社会的背景（災害時のシステム継続性、運用コストの肥大化）

平成23年3月に発生した東日本大震災により、建物設備及び社会インフラが甚大な被害を受けるだけでなく、多くの住民情報を保持した基幹系システム（ホスト・サーバ等）が喪失されるという未曾有の事態が発生しました。

この事態は、地方自治体が保有する基幹系システムの保全や安定的な電力供給の確保の重要性を再認識させることとなり、同時に業務継続性（BCP）が従来にも増して強く求められることとなりました。

また、地方自治体では現在、基幹系システムだけでなく、電子申請システムや電子入札システム、内部情報系システムなど多くのシステムを運用しています。さらに、社会保障・税番号制度やオープンデータなどを活用した新たなサービス提供に向けてシステム環境の整備が進められています。

(2) 区の現状

このような社会的背景のもと、災害時における業務継続性の向上等を図りつつ、ICT環境の整備を行う場合、区では様々な課題を抱えています。

まず、一部のサーバ等の機器の設置場所については高度な耐震設備や免震設備を備えていないため、業務継続性の向上を図るためには様々な対策を講じる必要があります。

また、システムの導入と運用に係る経費については、区においてもその増大が課題となっています。特に先述した基幹系システムに関しては、各システムごとに個別のサーバ機器によって稼働し、それらの機器は個別のリース事業者と賃貸借及び保守契約を結んでおり、多額のシステム機器運用経費がかかっているため、ランニングコストの増大が課題となっています。さらに、今後区民のニーズを取り入れていくためには、新たなシステムの導入や改修を行っていく必要もあります。

これらの課題を解決するため、区ではICT環境の再構築を実施する必要性を認識し、「板橋区ICT環境のクラウドコンピューティング活用についての基本方針」（以下、「クラウド活用の基本方針」という。）を平成25年2月に策定し、その一環として、基幹系システム等のデータセンター利用、仮想化技術の導入、クラウドコンピューティングの推進を行っています。

(3) データセンターの利用

区では、「クラウド活用の基本方針」に基づき、施設利用管理システム、財務情報システム、内部情報系システムサーバ機器については既に区外のデータセンターへの移設が完了し、基幹系システムサーバ機器は、下記の時期（各基幹系システム機器賃貸借期間の満了時期）にデータセンターへ移設します。

移設予定時期	移設システム名
平成28年12月	福祉総合システム・住民記録システム・基盤システム
平成32年12月	税・医療システム

データセンターは一般的に、地震リスクの比較的低いと想定される場所に建設されているだけでなく、高度な耐震設備や免震設備を備えています。また、津波や洪水、液状化を回避できる立地状況となっており、災害時の建物及び建物内部の機器の倒壊・浸水等のリスクを最小限に抑えています。さらに、大容量の自家発電設備を備えているため、停電時等にも安定的な電力供給の確保が可能となっています。

このような理由から、データセンターを利用することで災害時におけるシステムの継続性を大きく高めることができます。さらには、サーバ機器の利用をデータセンターからのネットワークを介した形態にシフトすることで、機器の運用保守を効率化し、コストの圧縮及び職員の作業負担の軽減を実現することが期待できます。

また、データセンターでは厳重な監視システムを導入しており、設置された機器のセキュリティを担保していることから、恒常的なセキュリティの向上も見込めます。

一方で、データセンターに基幹系システム機器を移設することで、いくつかのデメリットも生じる可能性があるため、区の対策を記します。

まず1点目として、データセンター内にある機器障害対応の遅延が挙げられます。

データセンターは、広大な用地や安定した地盤などを確保する必要があるため、郊外に設置されていることが多くあります。そのため、データセンター内の機器に故障などの障害が発生した場合、都内の拠点からシステム事業者が対応するまでに移動時間が多くかかり、対応が遅れてしまう可能性があります。そのような事態を避けるため、区では災害リスクが少なく、かつ都内に設置されているデータセンターを利用し、システム事業者が迅速にデータセンター内の機器トラブルに対応できるようにします。

2点目として、データセンター内における将来的な機器増設等の拡張性の低さが挙げられます。

データセンター事業者と契約を行う場合、一定の区画を板橋区の領域として使用できますが、その区画を越える場合は、新たな契約が必要となります。しかし、他の団体が既に利用契約していて、利用できる空き区画が存在しない場合、区が使用する区画の増幅を行えない可能性があります。区ではそういったトラブルが発生しないよう、本計画で搬入予定の機器だけでなく、将来的に移設、あるいは増設の可能性がある機器の洗い出しを行い、計画的なデータセンターの利用を行います。

3点目としては、自治体クラウドなど、他団体とデータセンター内の機器を共同利用した場合のセキュリティの課題があります。

他団体とデータセンター内の機器を共同利用することによって導入する機器を最小限にし、コストを大幅に削減することができます。しかし一方で、第三者と多くのデータを保有した機器を共有することによるセキュリティの潜在的なリスクもはらんでいます。例えば、システムトラブル等で、個人情報が含まれるデータが他団体に流出してしまうことや、他団体の領域がシステムウイルスに感染することで、共有している機器内のデータが漏洩する可能性があります。区では、そのようなことを防ぐため、板橋区専用のサーバを設置し、他団体との機器の共有は一切行わず、データセンター内での機器のセキュリティリスクを最小限に抑えます。

(4) 仮想化技術の導入

現在の区の基幹系システムは、システムごとに求められるサーバ機器のリソースやOS、ソフトウェア等が異なるため、システム個別のサーバ機器を導入しています。

しかし、サーバ仮想化技術を用いることで、単一のサーバ機器のリソースを論理的に分割し、そこに異なるOSやソフトウェア等を導入することが可能になります。これにより複数のシステムを最小限のサーバ機器構成で稼働させることができます（図4参照）。なお、内部情報系システムについては既にこの技術を導入しています。

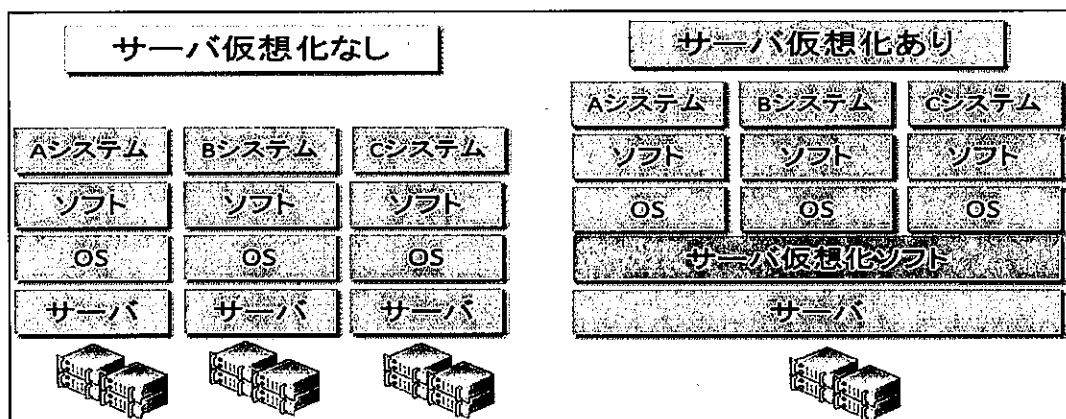


図4 サーバ仮想化のイメージ

また、区の基幹系システムは、システムによってサーバ機器同様にクライアント端末についても求められるリソースや機器設定等が異なるため、一部を除いてシステム個別のクライアント端末を導入しており、複数システムを扱う部署では複数のクライアント端末が配備されています。

しかし、デスクトップ仮想化技術を用いることで、クライアント端末がシス

テムを動作させるための処理をサーバ機器内のリソースで実行することが可能となります。一方、クライアント端末では、サーバ機器への入力情報の転送及びサーバ機器内で処理されたシステム画面の受信のみを行います(下記図5参照)。

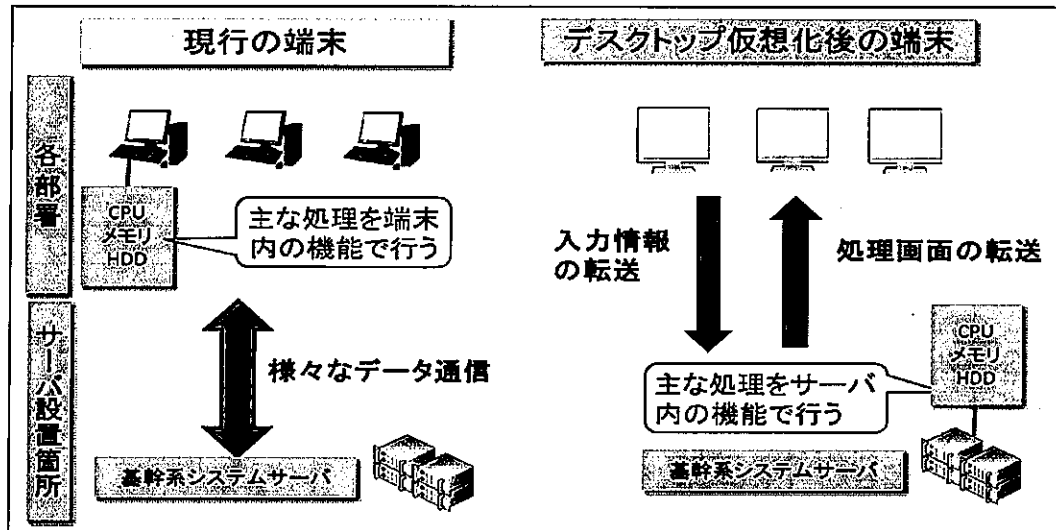


図5 デスクトップ仮想化のイメージ

これにより、クライアント端末の処理負荷が最小限となり、クライアント端末個々の設定が不要となります。さらに、単一のクライアント端末で複数の基幹系システムを稼働させることが可能となります。

また、デスクトップ仮想化技術では、クライアント端末の記録領域に個人情報等のデータは保存できずサーバ内で保持されるため、クライアント端末の持ち出しや、USBメモリを用いたデータ抜き出し等による個人情報漏洩を防止できます。さらにクライアント端末への負荷の軽減から、端末の故障率を大幅に減らし、端末故障による区民サービスの一時的低下や保守経費及び職員の作業負担を抑制することができます。

上記のように、サーバ仮想化技術及びデスクトップ仮想化技術を用いることにより、基幹系システムサーバ機器及びクライアント端末台数を減らし、システム機器導入・運用経費の削減や、セキュリティの向上、職員の作業負担軽減が見込まれます。

3 推進施策の体系

基本目標に基づき、各推進施策を展開します。また、基本目標とは別枠で「計画に関する進捗管理」として、本推進計画に基づく各事業の実施結果の評価・計画への反映や、教育委員会策定の「板橋区教育ICT化推進計画」の進捗管理を実施します。

【推進施策一覧】

No.	重点戦略	推進施策	基本目標（◎はメインの目標）					
			① 開かれた区政の実現	② 区民サービスの向上	③ 情報セキュリティの強化	④ 安心・安全の向上	⑤ 行政事務の効率化	計画に関する進捗管理
1	I	オープンデータの公開促進	◎	○			○	
2		美術館・郷土資料館の収蔵品の電子情報化	◎	○				
3	I	地図情報の活用	◎	○		○	○	
4		新公会計システムの導入	◎					
5		児童館による地域子育て支援拠点としての情報発信機能の充実	○	◎				
6	II	社会保障・税番号制度への対応		◎			○	
7	II	マイナンバーの活用		◎	○		○	
8	II	マイナポータルの活用		◎				
9	II	個人番号カードによる諸証明の交付率向上		◎			○	
10		商用公衆無線LANの活用		◎		○		
11		住居表示台帳の電子化		◎			○	
12		公金収納のオンライン化		◎			○	
13		区ホームページの運営	○	◎				
14		ソーシャルメディアを利用した情報発信	○	◎				
15	I	アプリケーション等を利用したサービス向上		◎				
16	III	個人情報保護制度の推進			◎			
17	III	セキュリティポリシーの遵守			◎			
18	III	全庁LANのセキュリティ強化			◎			
19		防災センターのシステム更新と機能充実				◎		
20		業務継続計画（BCP）の運用				◎		
21		障害時緊急対応手順の運用				◎		
22	IV	クラウドコンピューティングの推進			○	◎	○	
23		情報システム部門における組織体制の整備と人材育成の推進		○	○		◎	
24	I	全庁的な情報リテラシーの向上			○		◎	
25		文書管理システムの導入					◎	
26		会議資料のペーパーレス化					◎	
27		環境マネジメントシステムEMSツールを活用した環境データの一元管理					◎	
28		電子決裁による生活保護業務システムの再構築		○			◎	
29	I	庁内で所有する情報のデータカタログ作成					◎	
30	I	システム台帳の整備					◎	
31	I	情報資産の活用					◎	
32		ICT活用に関する他機関との連携強化		○		○	◎	
33		入札用発送図書の電子データ化		○			◎	
34		板橋区ICT推進・活用計画2020に基づく事業実施結果評価及び計画への反映						◎
35		板橋区教育ICT化推進計画の進捗管理						◎

4 各推進施策詳細

基本目標① 開かれた区政の実現

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
1	オープンデータの公開促進	I	② ⑤	IT推進課
概要				
平成26年度に策定した「板橋区オープンデータの公開に関する基本的な考え方（指針）」と「公開方法の手引き」に基づき、オープンデータの公開を促進します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
公開拡大				→
指標			現状	目標
区ホームページに公開しているオープンデータの項目数			192	↑

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課		
2	美術館・郷土資料館の収蔵品の電子情報化	②	文化・国際交流課 生涯学習課		
概要					
継続的に進めている収蔵資料のデータベースの構築を引き続き行い、資料管理の効率化を図ります。また、著作権に問題がない収蔵作品については、画像と解説をホームページで閲覧できるようにします。					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
美術館	運用				→
郷土資料館	運用 構築				→
指標			現状	目標	
美術館	資料のデータ化達成率（データ化完了数/資料数） ※現状で収蔵全作品（983点）の作品名、作家名、製作年、技法、サイズをホームページに公開しています。今後、資料数が増えた場合に対応し、データ化100%を維持します。			100%	100%
郷土資料館	資料のデータ化年度別達成率（データ化完了数/データ化予定数） ※毎年度1500件を目標にデータ化を進めます。平成27年度は集計時1457件をデータ化済みです。			97%	100%

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
3	地図情報の活用	I	② ④ ⑤	IT推進課
概要				
統合型地理情報システム（GIS）を利用したデータの利活用を促進し、政策決定のための分析ツールとして運用拡大を図ります。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用拡大				→
指標			現状	目標
GISの職員利用（システムログイン）数（日平均）			58（平成27年度）	↑
GISシステムにおける年間利用地図数（月平均）			220（平成27年度）	↑

NO.	事業名		所管課	
4	新公会計システムの導入		会計管理室ほか	
概要				
区民に対する説明責任を一層果たし、行政運営における「経営」の視点をより明確にするために、国や東京都の動向を踏まえつつ、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れたシステムを導入し、データの利活用を図ります。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
構築	構築・一部運用	本格運用		
指標			現状	目標
新公会計システム運用開始			—	平成29年度中導入

基本目標② 区民サービスの向上

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課
5	児童館による地域子育て支援拠点としての情報発信機能の充実	①	子ども政策課
概要			
児童館のあり方検討により、児童館が地域子育て支援拠点として事業を展開していく中で、子育てに関する情報の提供を拡充し、ホームページやツイッターを中心に情報発信機能を充実させていきます。			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討	構築	運用	
指標		現状	目標
情報発信媒体数		2種類	3種類

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
6	社会保障・税番号制度への対応	Ⅱ	⑤	IT推進課ほか
概要				
板橋区 ICT 推進・活用本部の下部組織である社会保障・税番号制度に係る幹事会が当面は中心となり、体制を強化しながら円滑な制度の導入に向けた取り組みを実施します。また、セキュリティについては、国の方針を踏まえつつ、強化していきます。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討 構築 一部運用	運用		検討 構築 一部運用	運用
指標			現状	目標
制度対応率（対応完了数／対応予定数）			40%	100%

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
7	マイナンバーの活用	Ⅱ	③ ⑤	IT推進課
概要				
<p>マイナンバー制度の区独自利用については、地方自治体自らが条例化して行う独自利用事務と、個人番号カードの独自利用（多目的利用）があります。これらを利用した区民サービスの利便性向上に向けた区独自の施策について、安全性の確保に十分留意しながらも、国の動向を踏まえつつ、平成26年度から設置している社会保障・税番号制度に係る作業班に「マイナンバー利活用検討班」を新たに追加し、全庁的に調査・検討していきます。</p>				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討 構築 一部運用	→ 運用拡大	→ 運用	→	→
指標			現状	目標
マイナンバー活用事業数			1件	↑

NO.	事業名	重点戦略	所管課
8	マイナポータル活用	Ⅱ	IT推進課
概要			
<p>平成29年1月に国が設置するポータルサイト（マイナポータル）を利用したプッシュ型の行政サービスについて検討し、利便性の向上を図ります。</p>			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
構築 一部運用	→ 運用拡大	→	→
指標		現状	目標
サービスの導入		—	平成29年度中に導入

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
9	個人番号カードによる諸証明の交付率向上	Ⅱ	⑤	戸籍住民課
概要				
<p>マイナンバー制度に伴って個人番号カードの交付が開始されます。個人番号カードの機能を活用したコンビニエンスストア（以下、コンビニ）での諸証明の交付を実施します。個人番号カードによるコンビニでの諸証明の交付を周知して交付率の向上を促進し、自動交付機からコンビニでの交付へ完全移行をめざします。</p>				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用率向上	→	→	→	→
指標			現状	目標
コンビニでの諸証明交付率(コンビニでの交付枚数/総交付枚数)			平成28年1月 開始	平成32年度 までに40%

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課
10	商用公衆無線LANの活用	④	IT推進課
概要			
地域情報の豊かな流通により、新たなコミュニティの形成や区民の情報交換・交流の活性化を実現する環境整備の一環として、民間ネットワーク事業者の協力により商用公衆無線LAN(Wi-Fiスポット)の設置を行い、日常における区民へのICT環境の提供と、災害時の通信インフラの確保を図ります。			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
運用			
方針再検討			
指標		現状	目標
区の施設における商業無線LAN機器設置施設		104施設	↑

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課
11	住居表示台帳の電子化	⑤	戸籍住民課
概要			
従来は紙台帳に手書きしていた住居表示台帳を電子化し、業務の効率化を図るとともに、統合型GIS上での閲覧等ができるようにします。なお、データの構築は平成27年度から3年かけて行うものとします。			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
構築			
一部運用		運用	
指標		現状	目標
住居表示台帳の電子化達成率(電子化完了数/台帳数) ※調査時(平成27年11月現在) 台帳数:5372街区		平成28年度 電子化開始	100% 平成29年度

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課
12	公金収納のオンライン化	⑤	会計管理室
概要			
マルチペイメントネットワーク ¹⁶ を利用した口座振替手続きを区民事務所まで拡大して運用します。さらにモバイルレジ ¹⁷ の運用を継続します。			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
導入・運用			
指標		現状	目標
モバイルレジ導入・運用		—	平成28年度本格運用

¹⁶ マルチペイメントネットワーク

各種申請・届出に必要な手数料や税金等をオンラインで納付可能にするための基盤として活用される電子決済のネットワーク

¹⁷ モバイルレジ

請求書に印刷されたバーコードを携帯電話等で読み取り、ネットバンキングを利用して支払いを行えるサービス

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課	
13	区ホームページの運営	①	広聴広報課	
概要				
高齢者や障がい者などすべての利用者に優しく、利用しやすいホームページ運用をしていきます。より一層の内容の充実と併せ、区の魅力を発信していくホームページにしていきます。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用			再構築	
指標			現状	目標
区ホームページにアクセス件数（年間）			2,578,895	3,000,000

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課	
14	ソーシャルメディアを利用した情報発信	①	広聴広報課	
概要				
情報発信方法や広報媒体の多様化を図り、戦略的な広報活動を進めるとともに、災害時・非常時における防災情報メールやホームページ等による情報提供を補完していきます。また、区のイベント情報や新たな施策、板橋の魅力を感ぜられる情報も、さらに積極的に発信していきます。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用 検討	運用拡大			
指標			現状	目標
情報発信数			184	300

NO.	事業名	重点戦略	所管課	
15	アプリケーション等を利用したサービス向上	I	広聴広報課、IT推進課、いたばし魅力発信担当課、くらしと観光課	
概要				
地図情報など、区で所有する情報を活用したアプリケーション等のソフトウェアの企画・検討を行い、区民の利便性を高めるための準備を進めます。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	開発	運用		
指標			現状	目標
アプリケーション等の公開			1	↑

基本目標③ 情報セキュリティの強化

NO.	事業名	重点戦略	所管課
16	個人情報保護制度の推進	Ⅲ	区政情報課
概要			
「情報公開及び個人情報保護審議会」を開催・運営して個人情報の適正な利用を図るとともに、外部評価委員会による点検も実施します。			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
運用			
指標		現状	目標
ICT関係の個人情報流出事故件数		8件（平成23～27年度）	0件

NO.	事業名	重点戦略	所管課
17	セキュリティポリシーの遵守	Ⅲ	IT推進課
概要			
各種セキュリティ対策を有効に機能させるために、セキュリティポリシーの策定・導入から確認・見直しという実施サイクルを確立します。また、内部監査による実施状況の確認とその結果を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて改訂することで、セキュリティの一層の向上を図ります。			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
運用			
検証			
指標		現状	目標
各課実施の情報セキュリティ研修記録の電子会議室への掲載		55%	100%

NO.	事業名	重点戦略	所管課
18	全庁LANのセキュリティ強化	Ⅲ	IT推進課
概要			
巧妙化するサイバーテロ攻撃など、情報セキュリティに関する新たな課題に対しても、国の方針や動向を捕捉するなど情報収集を常に行い、リスクに備えるとともに、適切な対応を行っていきます。			
28年度予定	29年度予定	30年度予定	31年度予定
運用			
指標		現状	目標
全庁LANシステムにおけるセキュリティ事故件数		0件	0件

基本目標④ 安心・安全の向上

NO.	事業名				所管課
19	防災センターのシステム更新と機能充実				防災危機管理課
概要					
平成26年度に構築した防災対策支援システム・防災センター設備について、平時から安定した運用を実施し、発災時の有効活用にあげます。 また、機器・システムの耐用年数を見据えながら、機器・システムの更新を実施し、システム等の安定稼働と機能充実に努めます。					
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
運用			一部機器更新	→	
指標			現状	目標	
防災対策支援システムの更新			平成26年度導入	平成31年度	
防災センター設備（表示系）の更新			平成26年度導入	平成32年度	

NO.	事業名				所管課
20	業務継続計画（BCP）の運用				IT推進課
概要					
「IT推進課における業務継続計画（ICT-BCP）」に準じて訓練等を行い、災害時等に業務継続可能な体制を整備するため、BCPを適宜修正し、維持管理を行います。					
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
見直し				→	
運用				→	
指標			現状	目標	
BCP訓練実施率（課全体）			100%	100%	
BCP訓練実施率（各グループ）			0%	100%	

NO.	事業名				所管課
21	障害時緊急対応手順の運用				IT推進課ほか
概要					
システム障害等の対応手順について各課で見直し、継承を定期的に行い、緊急時に備えます。					
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
見直し				→	
運用				→	
指標			現状	目標	
OJTシートによる障害時緊急対応手順の継承及び見直し率			75%	100%	

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
22	クラウドコンピューティングの推進	Ⅳ	③ ⑤	IT推進課
概要				
平成25年6月に策定された「板橋区ICT環境のクラウドコンピューティングの活用についての基本方針」に基づき、庁内システムの機器更新時期に合わせてクラウドコンピューティングの計画的な検討・構築を進めるとともに機器構成の最適化を図ります。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	→			検討
構築	→			構築
運用				→
指標			現状	目標
福祉総合・住民記録・基盤の各システムのクラウド化			—	平成28年12月移設
税・医療システムのクラウド化			—	平成32年12月移設

基本目標⑤ 行政事務の効率化

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課		
23	情報システム部門における組織体制の整備と人材育成の推進	② ③	IT推進課		
概要					
ICT環境の変化に伴うIT推進課の新たな役割に対応するため、組織体制について整備します。また、IT推進課の人材育成方針を改訂し、ICTに係る最新知識の習得・活用に努めていきます。					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
組織のあり方	検討	→	運用	→	→
人材育成	運用				→
指標			現状	目標	
組織のあり方	組織体制の整備		検討	平成30年度整備	
人材育成	「IT推進課人材育成計画」におけるスキル習得率		73%	100%	

NO.	事業名	重点戦略	サブの基本目標	所管課
24	全庁的な情報リテラシーの向上	Ⅰ	③	IT推進課
概要				
職員がIT機器やアプリケーションの活用、情報資産の活用により効率的な業務を行うために、情報リテラシー（情報活用能力）の向上が必要です。そこで、職員へのアンケートによる情報リテラシーの定着状況の把握、FAQの公開など、情報リテラシー向上のための取り組みについて検討し、職員の情報リテラシー向上をめざします。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討				→
実施				
指標			現状	目標
職員へのアンケートにより測定した情報リテラシー定着度			平成28年度より測定予定	初回の測定値の50%増

NO.	事業名	所管課		
25	文書管理システムの導入	総務課		
概要				
文書の収受・登録から起案・保存・廃棄といった文書事務のサイクルをデータベース化し文書を一元的に管理する文書管理システムの導入をめざします。文書の電子化により、ペーパーレス化を推進します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
構築				
運用				
指標		現状	目標	
文書管理システムの導入		—	平成29年1月導入	

NO.	事業名	所管課		
26	会議資料のペーパーレス化	政策企画課、IT推進課		
概要				
会議運営の効率化や、全庁的な紙文書（資料）の減量化を図るため、庁議をはじめ、各種会議における資料のペーパーレス化を進めます。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討				
実施				
指標		現状	目標	
全庁LANシステムにおける電子会議室 ¹⁸ の開設数		49室	↑	

NO.	事業名	所管課		
27	環境マネジメントシステムEMSツール ¹⁹ を活用した環境データの一元管理	環境戦略担当課		
概要				
環境マネジメントシステムEMSツールを活用し、各施設の電気・ガス・水道などの環境データの収集、集計、蓄積などデータの一元化を行い、事務の効率化を図ります。また、EMSツールの活用により、ペーパーレス化を図ります。EMSツールを定期的に見直し、さらに電子化を進めます。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用				
見直し				
指標		現状	目標	
EMSツールの見直し回数		年1回	年1回	

¹⁸ 全庁LANシステムにおける電子会議室

庁内ネットワーク上に開設する仮想的な会議室のこと。電子会議室上では、庁内の異なる所属間で文書や予定表の共有、アンケート等を行う事ができ、情報共有や意見交換を行える。

¹⁹ 環境マネジメントシステムEMSツール

庁内LANを利用したエネルギー等集計管理システム

NO.	事業名	サブの基本目標	所管課	
28	電子決裁による生活保護業務システムの再構築	②	福祉事務所、福祉部管理課	
概要				
現行の生活保護業務システムを、電子決裁機能の追加や保護記録のデータベース化等を行うことにより、被保護者に対するケースワーク支援や事務の効率化、より適切な経理処理が可能なシステムへと再構築します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設計 再構築	運用			
指標			現状	目標
生活保護業務システムの（再構築後）運用開始			—	平成29年度開始

NO.	事業名	重点戦略	所管課	
29	庁内で所有する情報のデータカタログ作成	I	IT推進課	
概要				
情報を共有し、事務の効率化・活性化を促進するため、庁内で所有している情報についてデータカタログを作成します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討 設計	構築 運用			
指標			現状	目標
庁内で所有する情報のデータカタログの完成			—	平成29年度完成

NO.	事業名	重点戦略	所管課	
30	システム台帳の整備	I	IT推進課	
概要				
庁内における各システムの更新計画やシステム構成等の情報を把握し、効率的な運用を図ります。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討 設計	構築 運用			
指標			現状	目標
システム台帳の完成			—	平成29年度完成

NO.	事業名	重点戦略	所管課	
31	情報資産の活用	I	政策企画課、経営改革推進課、IT推進課	
概要				
区が保有する情報資産を活用し、的確、迅速な政策決定につなげます。併せて、データ分析リテラシーの醸成に向けた取り組みについて、組織のあり方を含めて検討し、実施します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	実施			
指標			現状	目標
情報資産の活用するための基盤整備完了			—	平成29年度

NO.	事業名	サブの基本目	所管課	
32	ICT活用に関する他機関との連携強化	② ④	政策企画課、広聴広報課、IT推進課、いたばし魅力発信担当課	
概要				
他自治体、民間、大学等の他機関と連携強化を図り、ICT活用に関する施策等を検討し、実施します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	実施			
指標			現状	目標
ICT活用に関する他機関との連携実績			—	3件

NO.	事業名	所管課		
33	入札用発送図書データの電子データ化	庁舎管理・契約課		
概要				
平成28年度より工事等の入札用発送図書(図面、内訳書、仕様書)を電子データ化し、紙で配付していた入札資料をデータで配付することにより、応募者の負担軽減と利便性の向上を図ります。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用開始	運用			
指標			現状	目標
入札用発送図書の電子データ化達成率(データ化完了課/対象課)			—	100%

計画に関する進捗管理

NO.	事業名	所管課		
34	板橋区ICT推進・活用計画2020に基づく事業実施結果評価及び計画への反映	IT推進課		
概要				
事業実施結果をICT推進・活用本部において毎年評価し、計画に反映します。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用		見直し		
指標			現状	目標
計画の進捗率			—	100%

NO.	事業名	所管課		
35	板橋区教育ICT化推進計画の進捗管理	教育支援センター		
概要				
近年の高度情報通信技術の急激な進展に鑑み、児童・生徒が情報活用能力を身につけることや、学校がICTによって授業を改善していくことを目標として、教育委員会では、区の教育のICT化を総合的に推進する「板橋区教育ICT化推進計画」を策定しています。個別の事業内容については当該計画内で管理を行いますが、全体的な進捗状況の管理については、ICT推進・活用計画において行います。				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見直し 実施		見直し		
指標			現状	目標
計画の進捗率			—	100%

第5章 推進体制

1 推進組織

以下の推進体制のとおり、組織的・全庁的に本計画を推進します。

(1) ICT推進・活用本部

情報化施策の総合調整・地域における情報化の推進・計画にかかる意思決定、事業の調整を行います。また、計画の進捗状況や国・他団体の情報施策の報告を受け共有します。本部長は区長とします。

(2) 情報統括責任者（CIO）

ICT推進・活用本部における所掌事務を統括し、本部長を補佐します。CIOは副区長とします。

(3) 最高情報セキュリティ責任者（CISO）

区におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有します。

(4) CIO補佐官、CISO補佐官

CIO、CISOの業務を補佐します。CIO、CISOが政策経営部長を指名し、その職務を代理させることができます。

(5) ICT推進・活用本部情報化推進部会

ICT推進・活用本部の指定する事項を調査・検討するとともに、事務を補佐します。

(6) ICT推進・活用本部情報システム検討部会

情報システム・機器の導入審査を行います。

(7) 統合型地理情報システム推進部会

統合型地理情報システムの推進、検討及び連絡調整を行います。

(8) ICT推進・活用本部情報セキュリティ部会

セキュリティポリシーの見直し及び現場適用にあたっての組織間の調整、セキュリティ事故の対応についての報告・助言・指示、セキュリティ監査の計画・推進等、情報セキュリティに関しての調査・検討・推進本部の事務補佐を行います。

(9) その他部会

必要に応じて部会を設置します。主な例では、様々な庁内システムの構築（再構築を含む）の際、調査・検討・導入等を実施するための構築部会です。

(10) 事務局（IT推進課）

本部及びCIO・CISOの庶務は、政策経営部IT推進課において処理します。また各部会の庶務は、部会の主たる調査・検討事項を所掌する課において処理します。

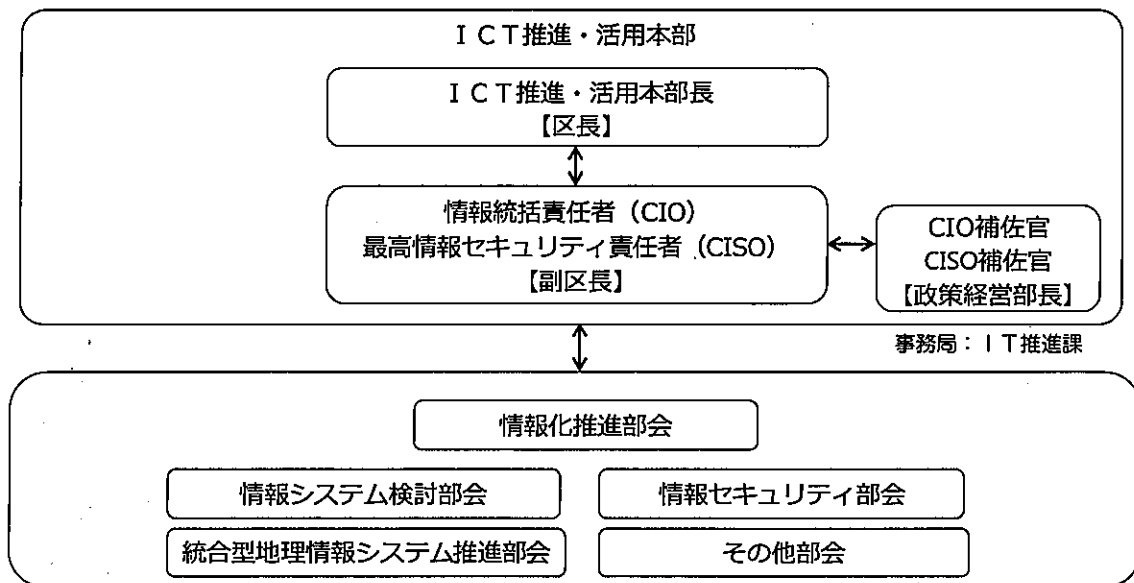


図6 推進組織

2 PDCAサイクル

本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルを以下のとおり実行します。

(1) 計画 (Plan) 段階

ICTに係る施策の計画については「ICT推進・活用本部情報システム検討部会」に付議します。同部会は上位計画及び本計画との整合性や、体制・方法・時期・経費・費用対効果を確認した上で、事業の採否を決定します。決定内容については「情報統括責任者」及び「ICT推進・活用本部」にて了承された後、組織全体で共有します。

また、当該事業が個人情報を取り扱う場合は、個人情報を取り扱う前に「電子計算組織運営委員会²⁰」及び「情報公開及び個人情報保護審議会」に協議・諮問を行います。

(2) 実施 (Do) 段階

課・所など区の内部組織が中心となって、承認された計画に基づきシステム構築・改修等の事業を進めます。その途上において承認範囲を越える変更が生じた場合は、再度「ICT推進・活用本部情報システム検討部会」等に付議します。

²⁰ 電子計算組織運営委員会

東京都板橋区電子計算組織管理運営規則に基づき、その権限に属する事項を処理するほか、電子計算組織の管理運営に関する事項に限り、「情報公開及び個人情報保護審議会」への付議事項の調査に関することを所掌する

(3) 評価 (Check) 段階

施策が計画どおりに進捗しているか、期待どおりの効果をあげているかなどを、年に1回報告するよう義務付けています。

また、個人情報保護や情報セキュリティの見地から「個人情報保護に関する外部評価委員会」及び職員による内部監査を実施します。

(4) 改善 (Action) 段階

評価結果を基に、業務の見直しやシステム改修等により、施策の費用対効果等の改善に取り組みます。

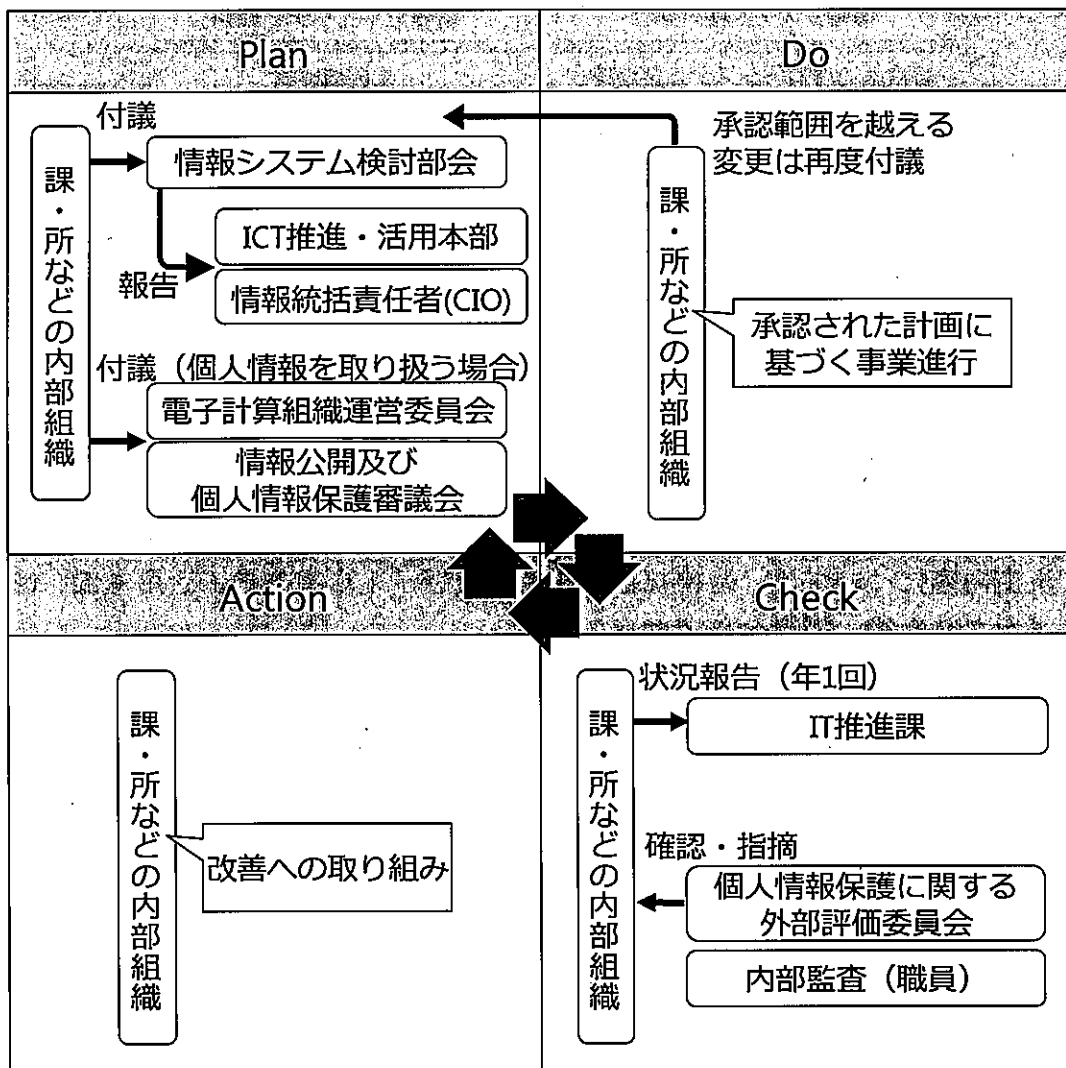


図7 PDCAサイクル

3 定性的・定量的な指標

本計画における各施策は、PDCAサイクルを用いてその着実な推進を図ります。その評価段階においては、客観的に進捗や効果を確認する必要があり、そのためには定性的・定量的な指標が必要となります。

(1) 指標の考え方

本計画の取り組み状況は、各施策の年1回の報告等により確認します。

ICTに係る施策は、その効果の発現まで時間を要する場合があることや、PDCAサイクルにより毎年継続的に改善し続けることを考慮すると、着実な進捗状況を確認する必要があるため、区民対応の迅速化や、職員定数減等の施策によって最終的に得られる効果だけではなく、スケジュールや経費等を含めた段階的かつ総合的な指標の設定が必要です。

例えば、以下のような項目が指標として考えられます。

① 区民サービスの向上

ICT活用による窓口対応の迅速化や、申請・届出の電子化による来庁の必要性の低減など、様々な観点から区民サービスの向上を計測します。

② 行政の効率化

ペーパーレス化による用紙・インク代・紙ごみ排出減や、システム化によって生じた余剰業務時間によって生み出される新たなサービス、職員定数減等、ICT活用による二次的効果を計測します。

③ スケジュールの進捗度

計画がスケジュールどおりに進行しているかを、当初計画と現状を比較分析して計測します。

④ 経費圧縮

経費を圧縮して費用対効果が向上しているかを、当初計画と現状を比較分析して計測します。

(2) 指標の設定と評価

各施策の指標は、個別の環境や状況を勘案する必要があるため、指標の考え方を踏まえ、定期的・定量的に測れる調査方法や施策の寄与度を考慮した上で個別具体的に企画段階で設定します。なお、施策を実施する際には、費用対効果を「ICT推進・活用本部情報システム検討部会」等に明示し、その審査を経て実施が決定されます。その際に示された効果を定期的に評価することが、本計画全体の効果を検証することにつながります。

(3) 取り組み状況の公開

各施策の状況について年1回調査し、総合的に分析した内容を、毎年ホームページ「『ICT推進・活用計画2020』の取り組み状況について」に掲載し、本計画の実施効果や取り組み状況について情報を公開します。

4. 計画の策定経過

日程	会議名称	内容
平成27年7月7日	電子区役所推進本部情報化推進部会	策定方針検討
7月15日	電子区役所推進本部（庁議）	策定方針決定
7～9月	ICTに関する有識者意見聴取※	
10月28日	電子区役所推進本部情報化推進部会	素案検討
11月9日	電子区役所推進本部（庁議）	素案決定
11月30日	議会（企画総務委員会）	素案報告
12月4日	パブリックコメント募集開始	
平成28年1月22日	ICT推進・活用本部情報化推進部会 ※ICT推進・活用本部に名称変更	計画案検討
2月1日	ICT推進・活用本部（庁議）	計画決定
2月19日	議会（企画総務委員会）	計画策定報告

※ICTに関する有識者意見聴取

本計画の策定にあたり、「東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会」会長の佐藤信行氏（中央大学法科大学院教授）、「東京都板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会」委員長の中澤達彦氏（株式会社前田麻名デザイン事務所代表取締役社長）に意見を伺い、本計画の方向性及び予定事業等に関して強化すべき点をご教示いただきました。

參考資料

第3次板橋区電子区役所推進計画 個別事業評価一覧

評価	基準
AA	区民満足度（区の評価）を著しく高めた取り組みがあった
A	計画どおり進捗しており、目標としている成果が上がっている
B	概ね計画どおり進捗しているが、さらに工夫の余地がある
C	実績が計画を下回っており、さらなる努力又は計画の見直しが必要
その他	計画中止、国の計画変更など

施策名			
事業名	所属	概要	評価
1 開かれた区政の実現（12事業）			
区議会議事録の電子公開	区議会事務局	広く開かれた議会の一助とするため、区民等に対して積極的に情報を公開します。	A
区議会本会議のインターネット中継	区議会事務局	区議会本会議についてインターネットを利用したリアルタイム中継を行い、区民に提供します。 【追録版】 予算審査・決算調査特別委員会における総括質問についても、平成25年3月から中継を開始しました。	A
各種審議会等の議事録の電子公開	全課	各種審議会等の議事録をホームページに公開します。	A
監査結果の電子公開	監査委員事務局	監査制度を周知するとともに、各監査終了時に監査結果を適宜電子公開します。	A
行政施策の計画段階からの提供・意見募集	全課	行政施策を計画段階から公開することにより区民の参画する機会を広げます。今後も提供情報の充実を図ります。	A
予算編成過程の電子公開	財政課	区民に開かれた透明性の高い区政運営を推進するため、ホームページを活用して予算の編成過程を区民に公開します。	A
行政評価システムの電子公開	経営改革推進課	区民の参画や協働を容易にするために、区の政策・事業を評価し電子公開します。	A
電子区役所推進計画に基づく事業の進捗状況の公表	IT推進課	計画に基づく事業の進捗状況を毎年ホームページに公表します。	A
電子区役所推進計画に基づく事業実施結果評価及び計画への反映	IT推進課	事業実施結果を電子区役所推進本部において毎年評価し、計画に反映します。	A
区民の意見・提案・要望などの受付充実	広聴広報課	eモニター制度やホームページでの意見募集の充実を図ります。区政の課題への提案・要望などを迅速に受け付け、区民に回答する仕組みを活用し、区民からの意見をより多く募集し区政に反映します。	A
☆ソーシャルメディアを利用した情報発信	区議会事務局 広聴広報課 防災危機管理課	情報発信方法や広報媒体の多様化を図り、戦略的な広報活動を進めるとともに、災害時・非常時における防災情報メールやホームページなどによる情報提供を補完していきます。	A
☆オープンデータの公開方法の統一	IT推進課	国や他の自治体の動向を見ながら、公開方法の統一について検討し、実施していきます。	A

※事業名欄の「☆」は追録版からの新規事業。また「概要」欄が二段ある事業は、追録版で追記、変更した事業。

事業名		所属	施策名	概要	評価
2 区民サービスの向上（15事業）					
基幹系システムの再構築・最適化	IT推進課			現在汎用機で運用している基幹系（住民情報・福祉総合）システムについて、増大する法改正等に柔軟に対応していくため、パッケージソフトを利用したオープンシステムへ順次移行します。また、他システムとのスムーズな連携機能を構築することなどを目的としてシステム再構築・最適化を実施します。 【追録版】税系・医療系システムは、医療系システムのスケジュール見直しに合わせて税系システムとの一括調達としました。	A
住民基本台帳カードの活用	戸籍住民課			法改正により自治体毎の発行から全国共通カードに変更されることにより発行済枚数の増加が予測されます。このことから証明書自動交付機などへの住民基本台帳カードの活用について検討します。 【追録版】社会保障・税番号制度の動向を把握のうえ、平成28年1月以降に交付される予定の個人番号カードにも対応しうる計画に移行します。	その他
公金収納のオンライン化	会計管理室			マルチペイメントネットワークなどを活用した公金収納のオンライン化については、経費的な課題が大きいいため、他区の動向を見据えつつ、検討を継続します。 【追録版】平成25年10月からマルチペイメントネットワークを利用した口座振替手続きを導入し、更にモバイルレジ導入に向け検討しています。	A
地方税のインターネットによる電子申告	課税課			区の基幹系システムと密接な関係にあるため、今後の動向を見ながら調査検討を継続します。 【追録版】全国の市町村のeLTAX導入率の上昇に伴い、個人を対象とした申告手続きが整備される動向をみながら検討を進めます。	A
給与支払報告書の電子化	課税課			法人等が住民税額決定のために区に提出する給与支払報告書を電子データで受け取ることにより、システムへ取り込むためのデータ化に係るコスト削減や入力ミス等のリスク軽減を図ります。	A
所得税確定申告書のデータ送信（国税連携）	課税課			確定申告書情報を国から電子的に入手し、区の基幹系システムへの取込みを迅速化します。	A
証明書自動交付機の活用	戸籍住民課			証明書自動交付機を設置し窓口の混雑緩和及び住民サービスの向上を図っています。住民基本台帳法の改正やコンビニでの証明書発行を視野に入れ自動交付機のあり方を検討します。 【追録版】平成28年1月下旬以降、コンビニ交付の需要が増加し、自動交付機の利用件数が減少していく場合には、自動交付機のリース期限を目途に縮小、廃止を視野に入れて検討します。	A
コンビニ等での証明書発行や行政キオスクの対応	戸籍住民課			一部自治体で開始されていたコンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書の発行サービスや政府が考える行政キオスク（マルチコピー機）について、国や他の自治体の動向を見ながら導入について調査検討を行います。 【追録版】社会保障・税番号制度の動向を把握のうえ、平成28年1月以降に交付が開始される予定の個人番号カードにも対応しうる計画とします。	A
美術館・郷土資料館の収蔵資料の電子情報化	文化・国際交流課			収蔵作品のうち、近現代絵画については一部画像と解説をホームページで閲覧可能としています。そのほかの作品を含め、全リストを公開するとともに、引き続き近現代作品の画像の拡充を図ります。	A

施策名			
事業名	所属	概要	評価
区ホームページの運営	広聴広報課	高齢者や障がい者などすべての利用者が見やすいホームページとなるようJIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」に準拠したホームページづくりや、携帯電話への対応を実施しています。引き続き内容を充実することにより、利用しやすいホームページにしていきます。 【追録版】区の魅力を戦略的に発信するとともに、ユーザビリティやアクセシビリティの向上を目的に、トップページをリニューアルします。	A
CATVコミュニティチャンネルへの区民ニュースの配信	広聴広報課	区広報番組をケーブルテレビで配信しています。引き続き地域情報通信基盤事業者との連携を継続し、区民への情報提供を実施します。(平成26年度から番組をリニューアルし、番組名を「区民ニュース」から「魅力発信!いたばしナビ」に変更したため、事業名の「区民ニュース」を「区広報番組」に変更しました。)	A
共同運営による電子申請の拡大	IT推進課	東京電子自治体共同運営サービスの提供する電子申請システムにより、インターネットを利用して申請・届出ができる対象手続を拡大し、区民サービスの向上を図ります。	A
☆商用公衆無線LANの活用	IT推進課	地域情報の豊かな流通により、新たなコミュニティの形成や区民の情報交換・交流の活性化を実現する環境整備の一環として、民間ネットワーク事業者の協力により商用公衆無線LAN(Wi-Fiスポット)の設置を行い、日常における区民へのICT環境の提供と、災害時の通信インフラの確保を図ります。	A
☆社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への対応	IT推進課	板橋区電子区役所推進本部の下部組織である情報化推進部会が当面は中心となり、体制強化しながら円滑な制度の導入に向けた取り組みを実施します。	A
☆窓口サービスの改善	戸籍住民課	南館の改築や社会保障・税番号制度の導入に合わせて、申請書の見直しによるワンライティング化・受付案内システムの導入に向けて検討します。また、窓口改善推進体制についても検討を進めます。	A
3 安全・安心の向上(11事業)			
環境・公害情報の提供・検索機能の充実	環境課	大気に関する情報、環境イベント・講座実施など様々な情報提供により、環境啓発・環境教育の推進等を進めます。	A
職員参集安否確認における携帯メールの活用	防災危機管理課	気象観測システムの更新及び区における水防体制の強化に伴い、それらに適合した、より機能的で効果の高い職員参集安否確認システムを構築します。	A
防災関連情報の提供	防災危機管理課	気象庁が発表する各種気象情報や、区で観測する雨量・水位情報等をシステム登録者(区民)の携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを行っています。このシステムを運用することによって、区民の災害に対する事前の備え及び情報収集ツールとして役立たせています。	A
デジタル防災無線の導入	防災危機管理課	デジタル同報系無線システムを導入し、非常災害時に区民向け一斉放送を行います。	A
緊急地震速報システムの導入	防災危機管理課	緊急地震速報システムを導入し、区役所で受信した地震速報を全庁LANを経由して、区関連施設に即時配信することで施設利用者の安全確保と地震被害の軽減を図ります。 【追録版】東日本大震災の影響で、気象庁の緊急地震速報自体の精度が落ちていたため、運用開始を平成25年度に変更しました。	A
防災気象情報公開システムの構築	防災危機管理課	板橋区の気象予報や気象庁が発表する警報・注意報をホームページで公開し、区民に向けて災害に対する注意喚起や事前の被害抑止、軽減を図ります。	A

※事業名欄の「☆」は追録版からの新規事業。また「概要」欄が二段ある事業は、追録版で追記、変更した事業。

施策名			
事業名	所属	概要	評価
防災情報システムの更新と防災センター機能の充実	防災危機管理課	情報管理機能（避難所管理・備蓄物資管理等）や地図情報の効果的な活用等情報を共有化し、活用することで効果的かつ実効的な防災活動を平常時及び非常災害時において実施します。区民向け地域情報配信システムを整備し、災害時における情報伝達手段を確立します。老朽化した防災センター設備を更新し、災害時における情報収集・判断・発信機能の拠点として整備を行います。 【追録版】南館改築に合わせ、新防災センターを移設するため、システムの更新等を順延しました。	A
介護・健康づくり・衛生情報の提供	生活衛生課	区民が安心して暮らせるように、介護、健康づくり、食品や住まいの衛生などの情報提供の充実を図ります。	A
保健衛生システムの構築	健康推進課	個人の検診記録や接種記録を履歴管理できる保健衛生システムを導入し、区民の健康な生活を支援するとともに、生活習慣病の罹患者数を抑制して将来的な医療費の適正化を図ります。	A
子育てネットワークの構築	子ども家庭支援センター	区のホームページ内で、福祉保健、教育等の各分野で行っている子育て関連の情報を提供しています。今後も、地域別の情報提供内容の充実に努めます。	A
☆緊急メールの配信	保育サービス課 教育総務課	平成25年9月から、小・中学校、幼稚園、保育園からの緊急時の連絡を登録した保護者へ電子メールで配信し、迅速性を確保します。	A
4 行政事務の効率化（13事業）			
各種申請書・届出書用紙の電子配信サービスの充実	広報広報課	区役所などの窓口を訪れる前に、区ホームページから申請書等の記入内容や必要書類の確認・作成及び事前準備を行うことができるよう電子配信サービスを実施しています。	A
電子調達システムの拡充	庁舎管理・契約課	東京電子自治体共同運営サービスの提供する電子調達サービスにより入札参加申請や電子入札・開札を実施します。対象範囲拡大については、他区の動向等に注意を払いながら検討していきます。	A
電子自治体基盤の構築	IT推進課	内部情報システム共通の基盤として、操作者のID・パスワードの認証基盤やセキュリティ管理、統合運用管理パソコンの標準化等共通業務の一本化を実現しました。これをもとに、今後はシステム全般の維持管理の効率化を図ります。その中で電子申請の高度化やさらなる業務効率化を目指し、住民情報などの基幹系システムの基盤との連携を研究します。	A
ナレッジマネジメントの推進	経営改革推進課 IT推進課 人事課	職員一人ひとりが培ってきた区政経営を進める上で有益な情報を蓄積し、職員だれもが共有し活用することで、より効率的、効果的な事業執行ができるよう全庁LANを活用したナレッジマネジメントを進めます。 【追録版】新たなシステムを構築するのではなく、現在運用しているポータルサイトの機能を最大限に活用することとしました。ヒアリングによる利用状況の調査や他区事例を参考にし、より利用しやすいシステムをめざします。また、職員のナレッジマネジメントに対する意識を高めるため、ITニュースや職員アンケート等を利用した提案を行うとともに、OJTの支援を進める研修を通して、知識の共有化を促進し、業務の効率化をめざします。加えて、全庁的な業務改善の取り組みによる成果をナレッジとして活用を図ります。	B
人事・給与システムの拡充	人事課	人事院、特別区人事委員会等の動向を見ながらシステム再構築を実施します。出退勤の電子化は庁舎の入退室管理と合わせてICカード等を利用した電子化及び職員証のICカード化を検討します。 【追録版】職員証のICカード化のみ、運用方法を含め検討を継続します。	A

※事業名欄の「☆」は追録版からの新規事業。また「概要」欄が二段ある事業は、追録版で追記、変更した事業。

施策名			
事業名	所属	概要	評価
滞納整理システムの活用	納税課	滞納整理に必要な情報をサーバに取り込み、進行管理を徹底することにより、柔軟かつきめ細かい納税指導や滞納処分を行い収入率の向上を図ります。	A
新公会計システムの導入	会計管理室	区民に対する説明責任を一層果たし、行政運営における「経営」の視点をより明確にするために、国や東京都の動向を踏まえつつ、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れたシステムを導入します。 【追録版】総務省の研究会で会計方式の一本化や国際会計基準への対応に向けた動きがあり、動向を見守る必要があります。今後もシステム化へ向けた会計方式の調査・検討を継続して行います。	B
統合型地理情報システムの構築	IT推進課	各種データを地図上で重ねることにより様々な角度からの分析を可能とする地理情報システムの構築により政策決定を高度化し、よりよい行政サービスを区民に提供します。	A
国・他自治体との連携	IT推進課	LGWAN(総合行政ネットワーク)の活用や、都区市町村IT推進協議会、東京電子自治体共同運営協議会に参加し、自治体間の連携を進めます。共同で外部委託することで安価で高品質なサービスを実現できます。	A
外部委託の拡充	IT推進課	パッケージソフトの導入により、従来職員が行っていたシステム修正を委託します。また、運用管理についても委託化を進めます。情報システム部門は人員を削減しシステム導入の判断や、システムマネジメント・システム導入支援機能に順次集中します。	A
情報システム調達の改善・標準化	IT推進課	導入企画段階から設計・開発、運用・保守、評価といった一連の手順の改善と標準化を図っていきます。	A
☆文書管理システムの導入	総務課	文書の収受、登録から起案、保存、廃棄といった文書事務のサイクルをデータベース化し、文書を一元的に管理する文書管理システムの導入をめざします。文書の電子化により、電子区役所の一層の進展を図ります。	B
☆情報システム部門における人材育成方針の策定	IT推進課	ICT環境の変化により職員の役割が変わってきているため、人材育成方針を策定し、ICTに係る最新知識の習得・活用に努めていきます。	A
5 地域活力の形成 (5事業)			
板橋産業情報ネットの充実	産業振興課	板橋産業情報ネットは、区内産業の振興・育成を目的として区内の企業情報や板橋区関連情報を掲載しています。運営は(財)板橋区中小企業振興公社が行っています。 【追録版】産業情報ネット会員のホームページ掲載に代え、中小企業に役立つ情報をネットマガジンとして配信します。公社名が(公財)板橋区産業振興公社に変わりました。	A
板橋区製造業データベースの充実	産業振興課	企業情報を登録し受発注に活かしています。内容更新の方法や情報量の拡充等も検討していきます。※運営は(公財)板橋区産業振興公社が行っています。	A
経営革新支援の充実(パソコン教室含む)	産業振興課	中小企業等の経営革新を支援し、ビジネススキルアップパソコン教室及び創業支援等各種セミナーを実施しています。	A
社会教育会館におけるボランティアによるICT学習支援	生涯学習課	社会教育会館のパソコン講習会は、区民のICTを活用した相互学習により、学習のきっかけづくり、区民の仲間づくりを実現しています。学習した区民がその成果を活用して、講習会の企画運営及び区立小学校などの情報教育の支援を行っています。	A
ボランティア・NPOの情報提供	地域振興課	いたばし総合ボランティアセンターが運営する「いたばし総合ボランティアセンターホームページ」で、イベント等の案内や団体の紹介等を行っています。今後も区民のニーズを反映し内容の充実、ボランティア・NPO活動の活性化を図ります。	A

※事業名欄の「☆」は追録版からの新規事業。また「概要」欄が二段ある事業は、追録版で追記、変更した事業。

施策名			
事業名	所属	概要	評価
6 行政の情報化を推進する環境づくり（12事業）			
業務継続計画（BCP）の維持管理	IT推進課	大規模地震等の災害時に復旧する手順や優先順位を定め、区民サービスに与える影響が最小となるようにするため「ICTに関する業務継続計画」を策定します。 【追録版】外部データセンターが備える機能、並びにクラウドコンピューティングのメリットを比較し、費用を十分加味し本格的な対策の方向性を加えた「ICTに関する業務継続計画（第3部）」を策定しました。平成25年度は初動版を踏まえた改訂を行いました。	A
障害時緊急対応手順の維持管理	IT推進課	停電やシステム障害が発生した場合でも区民サービスに与える影響が最小となるよう「障害時緊急対応手順」を平成22年度中に整備します。 【追録版】東日本大震災による被害状況とシステム環境の現状を踏まえ、災害時に業務を継続するうえで有効な方策を検討し、その実現をめざします。	A
全庁LANを活用した事務改善	全課	全庁LANを活用して各課の情報共有を図り、事務の効率化や簡素化を推進します。	A
全庁LANパソコンの整備	IT推進課	業務の効率化や高度化を図るため、必要とする職員にパソコンを計画的に配備します。全庁LANを基盤とする各システムの稼働状況に合わせ、充実を図ります。	A
ICTを活用した循環型区役所の推進	環境戦略担当課	環境マネジメントシステムの実施を通し、紙の使用量を削減します。情報機器については、環境に配慮した機器の導入のほか、使用済みカートリッジの回収等も推進します。	A
職員の情報研修の実施と自己啓発に対する助成	人事課	職場内外の研修やeラーニングなどによるコンプライアンス・情報セキュリティ研修の一層の充実を図ります。	B
個人情報保護制度の遵守	区政情報課	情報公開及び個人情報保護審議会を開催して、個人情報の適正な利用を図るとともに外部評価委員会による外部評価も実施します。	B
セキュリティポリシーの向上	IT推進課	各種セキュリティ対策を有効に機能させるためには、セキュリティポリシーの策定・導入から確認・見直しという実施サイクルを確立します。また、内部監査による実施状況の確認とその結果を踏まえ見直しをすることにより、セキュリティの一層の向上を図ります。	B
全庁LANのセキュリティ強化	IT推進課	不正接続パソコンを排除する仕組みを設けるなど安全性を担保する仕組みを導入しています。今後も情報の暗号化を導入するなど情報漏えい対策を実施し、全庁LANに対するセキュリティを強化します。 【追録版】巧妙化するサイバーテロ攻撃など、情報セキュリティに関する新たな課題に対しても、情報収集を常に行い、リスクに備えるとともに、適切な対応を行っていきます。	A
☆情報システムの業務継続性の向上	IT推進課	東日本大震災による被害状況とシステム環境の現状を踏まえ、災害時に業務を継続するうえで有効な方策を検討し、その実現をめざします。	A
☆大容量ファイルの送受信システムの導入	IT推進課	大容量のファイルの共有や送受信を安全に行うためのシステムの検討を行い、早期の導入をめざします。	A
☆会議資料のペーパーレス化	IT推進課	庁議をはじめ、各種会議における資料のペーパーレス化を進めるために、全庁的な文書の減量化も視野に入れながら様々な面から方策を検討し、導入をめざします。	A

※事業名欄の「☆」は追録版からの新規事業。また「概要」欄が二段ある事業は、追録版で追記、変更した事業。

施策名			
事業名	所属	概要	評価
7 地域の情報化を推進する環境づくり（8事業）			
小・中学校におけるICT教育の充実	指導室、教育支援センター	教材ソフトの整備に加え、モラル・ウイルス等のICT社会特有の情報や資料も提供し、ICT教育を充実させます。	AA
教育ネットワークの拡充	教育支援センター	パソコン教室が整備されたことにより、全児童・生徒一人一台のパソコンを利用して、学習出来る環境を整えました。更に、平成21年度末に、教員一人一台パソコンを配備し、教員がパソコンを使用できる環境を整備しました。これらをもとに学校のICT化を促進します。	A
教育情報交流・援助システムの運営	教育支援センター	各学校によるホームページの作成、公開は学校に関する様々な情報を広く発信するのに有効な手段であり、更新の回数を増やすなど今後も積極的に取り組んでいきます。	A
教員へのICT活用研修	教育支援センター	ICTを活用した具体的な授業実践例とその教育効果について学ぶとともに、これからの情報化社会を生きる児童・生徒に身につけさせたい情報モラルについての指導法等、一人ひとりの教員が、授業で使える実践的なICT能力を育成するための研修を行います。	A
電子黒板の導入	教育支援センター	小学校5・6学年の外国語活動が必修となるため、電子黒板を利用して効果的な授業を展開します。当初は、電子黒板を全小学校に導入し、外国語活動の授業における活用を検証し、他の教科での活用を進めます。また中学校での活用についても検討し、導入を図ります。 【追録版】他の教科での活用を更に進め、中学校での活用や導入に向けて検討します。また、より実践的で具体的な活用方法や課題把握を進めます。	A
校務支援システムの導入	教育支援センター	成績処理及びスケジュール管理等の処理時間の迅速化を図ります。これにより、教職員が児童・生徒に向き合う時間を増やすことが可能となります。情報の共有化により学習指導及び生活指導への活用、各種情報の正確性確保、学校情報セキュリティの確保を図ります。 【追録版】財政状況と教育支援センターとの機能調整によりスケジュールを見直しました。	A
学校図書館管理システムの運営	学務課	蔵書のデータベース化を行い、学校図書館管理システムを活用した蔵書管理や貸出などを行い図書館の活性化を図ります。	A
障がい者福祉センターにおけるICT学習支援	障がい者福祉課	障がい者福祉センターにおいて、年に1回パソコンセミナーを実施し、指導を行います。パソコンセミナー後も、パソコンの使用を希望する利用者及び自主グループには施設内で、パソコンの貸出を行い、ICT学習への取り組みを支援します。	A

板橋区 ICT 推進・活用計画 2020

編集 板橋区政策経営部 ICT 推進課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

板橋区情報処理センター10F

TEL 03-3579-2041 FAX 03-3579-2049

sk-jseisaku@city.itabashi.tokyo.jp

平成 28 年 2 月発行

刊行物番号 27-145



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>